林政史ブックレット | 尾張藩の林政と森林文化
12

三浦御山見廻りと加子母の人びと

太田尚宏・芳賀和樹



公益財団法人徳川黎明会
徳川林政史研究所

林政史ブックレット ― 尾張藩の林政と森林文化 12

三浦御山見廻りと加子母の人びと

太田尚宏・芳賀和樹

公益財団法人 徳川黎明会
徳川林政史研究所

はしがき

我が国は、国土の約三分の二が森林で占められている森林国である。これら森林は、木材をはじめとする林産物を供給するばかりではなく、水資源を蓄えたり土砂災害を防止したりする役割を担っている。さらに、近年は森林をレクリエーションの場として利用したり、森林の恵みを再認識する機会を設けたりするなど、我が国固有の「木」の文化を継承しながら、森林の新たな活用方法を見出そうとする試みもみられている。

このような森林の役割や文化の継承を考えるとき、森林と人びとが歩んできた歴史や、そのなかで人びとが営んできた暮らしの様相を明らかにすることは、私たちにとって重要な議論の素材を提供してくれるだろう。当研究所では、これら森林と人びとの歴史を明らかにすることを目的の一つとして、これまで全国各地の行政機関や史料保存機関、さらには山間地域の旧家に所蔵されている史料の整理・保存活動や、写真撮影による史料の収集を実施してきた。本シリーズではその成果として、平成三〇年（二〇一八）度より実施している内木哲朗氏所蔵文書の調査から明らかとなった江戸時代の森林管理のあり方や、地域に暮らす人びとの生活の様相について紹介していきたい。

内木家は江戸時代に尾張藩の「御山守」を代々務めてきた家で、日記をはじめとする約三万点におよぶ史料が、今なお同家には残されている。シリーズ一二冊目となる本冊では、『三浦御山見廻りと加子母の人びと』と題して、御山守内木家の職務のうち特に重要だった、三浦山における御境切明けと御山見廻りについて、そ

の成立過程や具体的な行程などについて扱う。三浦山は、信濃・美濃・飛騨の三国の境界が入り組む複雑な場所であり、これら国境の画定とその管理体制の構築には内木家が大きく関与していた。御山守内木家による現地の森林管理システム策定の流れ、ならびにそうした管理システムと加子母の人びととの関わりについて、歴史的に知る機会となれば幸いである。

なお本シリーズの執筆は、当研究所の若手研究者や特任研究員をはじめ、これまで史料調査や教育普及活動にご協力いただいた研究者が中心となっている。末筆ながら執筆者各位とともに、調査等でいつも格別なご配慮を賜っている史料所蔵者の内木哲朗氏に感謝申し上げたい。

令和八年三月

徳川林政史研究所

目　次

プロローグ　―三浦山への登山―　……　芳賀和樹　1

1　三浦山の御山見廻りと御境切明けの発端

（1）「切越」問題と国境画定に向けた動き　……　13

（2）御山見廻りと御境切明けの開始　……　20

（3）御山見廻りと御境切明けの統合・制度化　……　31

2　雪中見廻りの様子と担い手　芳賀和樹

（1）彦七への報告　……　37

（2）雪中見廻りを担う人びと　……　42

3　三浦山登山と人足　太田尚宏……46
4　三浦山での仕事と暮らし　太田尚宏……55
おわりに――「幻の美林」三浦山……70
参考文献……73

表紙　三浦山の山道の現況
（内木哲朗氏撮影・提供）

プロローグ ―三浦山への登山―

「三浦・三ヶ村御山守」の最も大切な仕事

いままでの内木家文書の調査によって、「三浦・三ヶ村御山守」（以下、御山守と記す）の仕事には、①三浦山の御境切明けと御山見廻り、②濃州三ヶ村の御山見廻り、③盗伐・隠木の摘発と吟味、④「御山見廻帳面」類などの書類の作成と木曽材木方への送付、⑤森林資源の利用に関する村方からの願書の取次と送付、⑥三ヶ村の家作見分、⑦御用材の木種見分、⑧御改木口印入れへの立会い、⑨種子・苗木の調達と植林の指導といった内容があることが確認できました。このうち、最も大切な仕事と位置づけられるものは、御山守という役職の成立・維持に直接関わる①の三浦山の御境切明けと御山見廻りです。

信濃・飛騨・美濃の三か国の境界に位置する三浦山は、信濃国に属しながらも麓の王滝村（枝郷の滝越村）からでは地形の関係で登山するのが難しく、美濃国に属する加子母村の小郷から入山するのが一般的でした。そのため三浦山の管理や取締りは、美濃国側の尾張藩領である「濃州三ヶ村」（加子母・付知・川上の各村）に委ねられていました。元禄五年（一六九二）に金森藩の転封により飛騨国が幕領に編入された

ことにともない、飛騨国では御用材木商人の請負による幕府御用材の伐出しが盛んにおこなわれるようになり、国内の山々では有用な森林資源が次第に少なくなっていきました。そこで、三浦山に近接する飛騨幕領の村々は、古来より三浦山が入会山であったと主張して、密かに山内へ侵入し、ヒノキ・サワラなどの有用樹木を伐採する「切越」をおこなうようになりました。尾張藩において享保の林政改革を主導した市川甚左衛門は、頻発する飛騨幕領村々の「切越」に業を煮やし、その対策を「濃州三ヶ村」の庄屋たちに求めましたが、庄屋たちは当初、有効な手立てを思いつくまでには至りませんでした。

こうしたなかで、享保一三年（一七二八）、飛騨の杣たちが大量に三浦山に入って幕府御用材を伐り出すのではないかという情報がもたらされ、尾張藩では早急に対応策を講じる必要に迫られました。そこで、加子母村の庄屋であった内木彦七の発案で、彦七父子および小郷の勘兵衛・九郎右衛門が中心となり、三浦山への見廻りを強化して「切越」を監視するとともに（制度的な「三浦御山見廻り」の創始）、三浦山は入会であるという言説の信憑性を覆すための内偵を進め、幕府と尾張藩の国境画定交渉を有利に導くように動き出しました。国境の画定には、尾根筋の各地点の水の流れ方を見分ける方法を用い、国境の稜線部分をやや掘り下げ、そのまわりの草木を刈り取って国境を明示していく「御境切明け」が採用されることになります。

これらの経緯については、今回の調査によって新たに得られた知見を含め、本書の第一章・第二章の部分で詳しく述べていきたいと思います。

御山守・見習の三浦山登山

享保一五年の御山守という役職の成立、その翌年に建言（けんげん）され同一七年に制度化された御山見廻りの御仕人足（おつかいにんそく）（随行する村方人足）による御境切明けの継続という動きを経て、御山守による三浦山の監視制度は次第に整っていきました。

七頁からの表1は、内木家文書に残る「御用留（ごようとめ）」や「御山方御用幷諸事日記」（以下、「日記」と略記）の記述をもとに、宝暦五年（一七五五）から安永三年（一七七四）までの三浦山への御山見廻りの日数や担当者、御仕人足の詳細、人足数とその延べ人数を、わかる範囲でまとめたものです。この時期の御山守は二代目の内木彦七武久で、享保一三年より父のもとで見習の立場で三浦御山見廻りに従事し、宝暦四年八月の父の死去後、同年一一月に御山守に任命されました。また、彦七の長男善右衛門（前名は又六）武信が見習に就任し、彦七をサポートする役割を果たしました。

この両名による御山見廻りは、例年三月下旬から四月上旬ごろに始まり、おおむね一〇月中旬まで続きました。一年間に登山する回数は、三浦山での作業の進度や他の山での仕事の都合もあって一定していませんが、二人で一〇～一四回というの

が通例だったようです。一回の登山で三浦山に滞在するのは一五日前後でした。ただし、年間の最後となる登山では、山小屋を畳む「小屋仕舞（こやじまい）」の作業が中心で、草刈りなどはあまりおこなわれなかったため、やや滞在日数が少なくなっています。また、彦七や善右衛門が山中に留まったまま、人足だけが一五日間を区切りとして交代することもありました。こうした場合の交代人足のことを「代（かわ）り人足」と呼んでいました。

彦七と善右衛門が登山する割合は、お互いが半分ずつを受け持つというのが原則だったと思われますが、宝暦一三年や明和二年（一七六五）には、彦七がしばしば御用材の伐出しにともなう根木口印入れのために川上（かわうえ）山や付知（つけち）山へ出張したので、三浦山の見廻りは息子の善右衛門がおもに担当したようです。また安永三年（一七七四）には、ほとんど善右衛門が三浦山に登っています。これは彦七がすでに胸の病気に罹（かか）り、療養のため登山が難しい状態だったためです。彦七は七月に一度だけ登山を試みますが、途中で体調が悪化し、予定を変更して一二日間での下山を余儀（よぎ）なくされています。

御仕人足

御山守や見習の登山に随行する人足は「御仕人足（おつかいにんそく）」と呼ばれていました。「仕」

の文字は「仕える」という意味で使われますが、史料中に「御仕ひ人足」と表記されるものがあることから、この場合の「仕」は「つかい」と呼び習わしていたようです。

三浦山登山の御仕人足は、加子母村の人びとが庄屋から命じられて勤める建前になっていました。同行する人数は、三浦御山見廻りが制度化された享保一三年に三名と決められましたが、その後、「切越」のために入山してくる飛騨の者たちと対峙するためには三名では貧弱であるとして、五名に増員されました。しかし、経費がかかることや村方の負担が重くなることなどを理由に、御境切明けが一応完了した元文二年（一七三七）に再び三名へと戻されました。その後、宝暦年間に入り、藩の御用材生産が濃州三ヶ村でおこなわれるようになると、伐採する樹木を選定する山手代に御山守が立ち会って根木口印を打刻するようになり、そのため彦七は川上山や付知山へ出張する機会が増えていきました。その間は見習の善右衛門が三浦山の御山見廻りを担当したとはいえ、やはり人数が不足し作業が滞りがちになるため、彦七はたびたび御仕人足の増員を願い出て、上役の木曽材木奉行たちも、これを認めざるを得ませんでした。

各回の登山に随行した人足の名前は表1に掲げた通りです。人名の後ろにあるカッコのなかには、「日記」などから判明する居住地や屋号などを入れてありま

す。こうした人足たちがどのように選ばれたのかについては、第三章で具体的に述べていきたいと思います。

それぞれの人足が勤めた日数を合計すると、一回の登山あたりの延べ人足数を算出できます。これをみると、人足三名が一五日間にわたって勤めるという最も基本的な登山パターンで延べ人数は四五名、人足が四名になると六〇名になります。これを一年間で一〇～一四回程度繰り返すと、延べ人足数は六〇〇～八四〇名にも及びます。

御山見廻りに随行した御仕人足に対しては、藩から人足賃が支払われました。徳川林政史研究所所蔵の「加子母村記録 一」[1]に収められた安永一〇年（天明元年・一七八一）三月付の「乍恐奉願上候御事（御仕人足賃下付願）」には「前々ゟ人足一人一日銀八分ツヽ、被下置候」とあり、人足賃が一人一日あたり銀八分であったことがわかります[2]。参考までに、これを幕府の御定相場[3]で銭貨に換算すると、約五三文となります。ちなみに、彦七の「日記」には、親しい人が寺社参詣などから無事に帰参したときの「酒迎」の祝儀として銭五〇文を手渡す記事が散見されます。当時の人びとの感覚で銭五〇文というのは〝軽いお祝い〟程度の金額ではなかったかと推測され、毎日急な山道を往復して草刈り・薪取りやさまざまな雑用をこなすという重労働には、とても見合う金額ではなかったことは容易に想像できます。

（1）徳川林政史研究所収集史料林八八二（第一冊）。以下、本書では「林」と略記。

（2）寛政六年（一七九四）「子年御山方勤人足賃銀割渡帳」（内木家文書B六五―三―一六）にも、一人一日あたりの人足賃が「銀八分宛」である旨が記されている。

（3）金一両＝銀六〇匁＝銭四貫文。ただし、これは元禄一三年（一七〇〇）に定められたもので、一般には民間の市中相場が用いられることが多かった。特に銭貨は年を下るにつれて安値となっていったといわれる。

表1　宝暦5～安永3年の三浦御山見廻りと人足

年次	登山日	下山日	日数	担当者	人　足　（　）内は居住地または屋号など	人足数	延べ人足
宝暦5年	3月17日	4月2日	15	（判読不能）	磯次郎・源次郎・平八・与三次郎	4	60
宝暦5年	4月10日	4月24日	15	彦七（武久）	銀右衛門・此右衛門・久三郎・久米次郎	4	60
宝暦5年	5月4日	5月14日	11	彦七（武久）	銀右衛門・甚之右衛門・佐源次・市三郎	4	44
宝暦5年	5月26日	6月11日	15	彦七（武久）	徳次郎・銀次郎・助八・与三次郎	4	60
宝暦5年	6月23日	7月7日	15	彦七（武久）	銀右衛門・利助・忠八・久米吉	4	60
宝暦5年	7月21日	8月19日	28	又六（武信）	7/21～8/6：清九郎・新二郎・平六・平助 8/5～8/19：此右衛門・与市・忠八・久米吉	8	120
宝暦5年	7月22日	8月7日	15	彦七（武久）	市三郎・長次郎・円次郎・惣吉	4	60
宝暦5年	8月11日	8月25日	15	彦七（武久）	与八・長次郎・彦八（番田）・円次郎	4	60
宝暦5年	9月3日	9月17日	15	又六（武信）	彦八（番田）・助八・貞吉・長次郎（長次郎は9/6～9/17）	4	57
宝暦5年	9月□	9月29日	□	又六（武信）	貞四郎・源七・此右衛門・三之助	4	不明
宝暦5年	10月2日	10月13日	12	又六（武信）	貞四郎・源七・此右衛門・三之助	4	48
宝暦5年	10月21日	11月3日	12	又六（武信）	※不明	不明	不明
宝暦5年（登山12回）人足数小計（不明分を除く）						48	629
宝暦8年	2月26日	3月12日	15	彦七（武久）	利吉・久米次郎・権太郎	3	45
宝暦8年	3月15日	3月29日	15	彦七（武久）	代吉・利吉・菊次郎	3	45
宝暦8年	4月5日	4月19日	15	又六（武信）	徳左衛門（万賀）・清六・又右衛門	3	45
宝暦8年	4月8日	4月22日	15	彦七（武久）	弟次郎・銀八・文四郎	3	45
宝暦8年	4月24日	5月8日	15	又六（武信）	徳左衛門（万賀）・善八・権太郎	3	45
宝暦8年	4月26日	5月10日	15	彦七（武久）	利八（祢宜屋）・銀次郎・長助	3	45
宝暦8年	5月24日	6月9日	15	亦六（武信）	徳左衛門（万賀）・清六・〔辰右衛門・分四郎・又右衛門〕	3	45
宝暦8年	6月5日	6月19日	15	彦七（武久）	甚之右衛門・忠八・三吉	3	45
宝暦8年	6月17日	7月13日	27	亦六（武信）	6/17～7/1：銀次郎・幸助・杢次郎・権三郎 6/29～7/13：徳左衛門（万賀）・忠八・伝十郎	7	105
宝暦8年	7月23日	8月20日	27	亦六（武信）	7/23～8/8：徳左衛門（万賀）・清六・彦兵衛 8/6～8/20：与八・彦次郎・紋八	6	90
宝暦8年	9月7日	9月21日	15	亦六（武信）	徳左衛門（万賀）・杢次郎・貞吉	3	45
宝暦8年	9月21日	10月5日	15	彦七（武久）	源次郎・甚之右衛門・長吉	3	45
宝暦8年	9月29日	10月13日	15	亦六（武信）	徳左衛門（万賀）・和兵衛・利八（祢宜屋）	3	45
宝暦8年	10月17日	10月24日	8	亦六（武信）	長吉・安右衛門・平右衛門弟	3	24
宝暦8年（登山14回）人足数小計（不明分を除く）						49	714
宝暦13年	4月2日	4月16日	15	彦七（武久）	徳左衛門（万賀）・庄八・利助〔＝彦惣〕・庄次郎（いつミ）	4	60
宝暦13年	4月12日	5月9日	27	善右衛門（武信）	4/12～4/26：吉六（小郷）・彦八（番田）・平次郎 4/24～5/9：徳左衛門（万賀）・喜八（米野）・弥三八（桑原組）	6	90
宝暦13年	4月20日	5月3日	13	彦七（武久）	利八（祢宜屋）・忠吉・彦次郎	3	45
宝暦13年	5月16日	5月晦日	15	善右衛門（武信）	幾助・直右衛門・彦八（番田）・徳左衛門（万賀）	4	60
宝暦13年	6月5日	6月9日	5	善右衛門（武信）	※不明	不明	不明
宝暦13年	7月19日	8月3日	15	善右衛門（武信）	徳左衛門（万賀）・政助・半平・幸次郎	4	60
宝暦13年	8月6日	8月20日	15	善右衛門（武信）	徳左衛門（万賀）・直右衛門・金次郎	3	45
宝暦13年	8月25日	9月10日	15	善右衛門（武信）	利八（祢宜屋）・治右衛門・源次郎・助十郎	4	60
宝暦13年	9月20日	10月5日	15	彦七（武久）	徳左衛門（万賀）・彦次郎・忠次郎・清右衛門	4	60
宝暦13年	10月14日	10月24日	11	善右衛門（武信）	徳左衛門（万賀）・与八・杢八	3	33
宝暦13年（登山10回）人足数小計（不明分を除く）						35	513

明和2年	2月18日	3月2日	15	善右衛門(武信)	徳左衛門(万賀)・半平・源次郎・新六	4	60
明和2年	3月10日	3月24日	15	善右衛門(武信)	平次郎(角領)・浅七・平次郎	3	45
明和2年	4月1日	4月15日	15	善右衛門(武信)	彦八(番田)・種吉・文吉	3	45
明和2年	6月1日	6月15日	15	善右衛門(武信)	種吉・佐源次・弥三八(桑原組)	3	45
明和2年	6月20日	7月4日	15	善右衛門(武信)	善九郎・彦八(番田)・浅七・惣次郎	4	60
明和2年	7月2日	7月13日	12	善右衛門(武信)	種吉・杢八・佐七・今吉	4	48
明和2年	7月19日	8月4日	15	善右衛門(武信)	彦八(番田)・八十八・又四郎・佐源次	4	60
明和2年	7月22日	8月8日	16	彦七(武久)	善九郎・種吉・辰次郎・作次郎	4	60
明和2年	8月8日	8月22日	15	善右衛門(武信)	浅七・杢八・弥三八(桑原組)・平次郎(小郷)	4	60
明和2年	8月29日	9月13日	15	善右衛門(武信)	種吉・浅七・又四郎・佐源次	4	60
明和2年	8月晦日	9月14日	15	彦七(武久)	彦八(番田)・彦次郎・林七・作次郎	4	60
明和2年	9月18日	10月3日	15	彦七(武久)	作次郎・久吉・藤七・弥三八(桑原組)	4	60
明和2年	9月19日	10月4日	15	善右衛門(武信)	浅七・伴次郎・庄次郎(いつミ)・治兵衛	4	60
明和2年	10月8日	10月16日	9	善右衛門(武信)	弥三八(桑原組)・銀左衛門・又四郎・次郎兵衛	4	36
明和2年(登山14回)人足数小計						53	759
明和4年	4月2日	4月16日	15	彦七(武久)	権吉(中切)・又四郎・政助・磯右衛門	4	60
明和4年	4月22日	4月晦日	9	彦七(武久)	権吉(中切)・弥三八(桑原組)・徳助	3	27
明和4年	5月7日	5月18日	12	善右衛門(武信)	権吉(中切)・吉三郎・庄次郎(いつミ)	3	36
明和4年	6月29日	7月13日	15	善右衛門(武信)	弥三八(桑原組)・作次郎・久吉・金平	4	60
明和4年	7月19日	8月4日	15	彦七(武久)	源次郎・浅七・儀兵衛・庄次郎(いつミ)	4	60
明和4年	7月23日	8月8日	15	善右衛門(武信)	権吉(中切)・彦八(番田)・金左衛門・忠右衛門	4	60
明和4年	8月15日	8月20日	6	彦七(武久)	権吉(中切)・浅七・源次郎・弁次郎(万賀)	4	24
明和4年	9月16日	9月晦日	15	彦七(武久)	徳左衛門(万賀)・庄次郎(いつミ)・半次郎・安次郎(小郷)	4	60
明和4年	9月24日	不明	15	善右衛門(武信)	権吉(中切)・浅七・[　　]	2+α	不明
明和4年	閏9月3日	閏9月10日	8	彦七(武久)	松八・作兵衛・茂三郎・円之助	4	60
明和4年	閏9月25日	10月7日	12	善右衛門(武信)	忠右衛門(小和知)・浅七・弥三八(桑原組)・作次郎	4	48
明和4年(登山11回)人足数小計(不明分を除く)						40	495
明和5年	4月1日	4月15日	15	善右衛門(武信)	甚郎右衛門・弥三八(桑原組)・仙左衛門・善次郎	4	60
明和5年	4月12日	4月26日	15	彦七(武久)	金左衛門・忠右衛門・吉兵衛	3	45
明和5年	5月20日	6月5日	15	善右衛門(武信)	吉兵衛・金左衛門・忠右衛門	3	45
明和5年	6月9日	6月23日	15	善右衛門(武信)	忠右衛門・作兵衛・惣次郎・代次郎(牧戸)悴亀八	4	60
明和5年	6月27日	7月12日	15	彦七(武久)	金左衛門・作兵衛・杢八・惣右衛門・貞吉	5	75
明和5年	7月27日	8月11日	15	善右衛門(武信)	権吉(中切)・忠右衛門・佐源次(小郷)・杢八・小吉	5	75
明和5年	7月29日	8月13日	15	彦七(武久)	儀兵衛(二渡)・庄次郎(いつミ)・磯吉(小和知)・平吉(角領)・茂三郎	5	75
明和5年	8月24日	9月8日	15	善右衛門(武信)	権吉(中切)・吉兵衛・弥三八(桑原組)・作兵衛・利八子(祢宜屋)	5	75
明和5年	9月12日	9月26日	15	善右衛門(武信)	吉兵衛・弥三八(桑原組)・磯吉・半右衛門子	4	60
明和5年	9月20日	9月28日	9	彦七(武久)	忠右衛門(木曽谷・西林)・金左衛門・長吉・久吉	4	36
明和5年	10月12日	10月17日	6	彦七(武久)	金左衛門・利右衛門(桑原組)・小四郎・作兵衛	4	24
明和5年(登山11回)人足数小計						94	630
明和6年	3月15日	3月29日	15	善右衛門(武信)	儀兵衛・浅七・杢八・吉六(小郷)	4	60

明和6年	4月19日	5月17日	28	善右衛門(武信)	4/19～5/4：権吉(中切)・杢八・茂三郎 5/3～5/17：儀兵衛・次郎兵衛・平次郎・伝十郎	7	105
明和6年	4月25日	5月23日	28	彦七(武久)	4/25～5/10：忠右衛門・喜右衛門・忠吉・金吉 5/9～5/23：権吉(中切)・又四郎・関蔵・貞四郎	8	120
明和6年	5月27日	6月11日	15	善右衛門(武信)	権吉(中切)・忠吉・源次郎・作兵衛	4	60
明和6年	6月3日	6月17日	15	彦七(武久)	杢八・長右衛門・安次郎・幸次郎	4	60
明和6年	6月18日	7月14日	26	善右衛門(武信)	6/18～7/3：忠右衛門・浅七・忠吉・長右衛門 7/2～7/14：権吉(中切)・源次郎・長右衛門	7	99
明和6年	6月20日	7月5日	15	彦七(武久)	忠右衛門・作兵衛・半次郎・三兵衛	4	60
明和6年	7月20日	8月5日	15	彦七(武久)	杢八・円八・弥三八(桑原組)	3	45
明和6年	7月23日	8月21日	28	善右衛門(武信)	7/23～8/8：忠右衛門・長右衛門：佐兵衛 8/7～8/21：権吉(中切)・作兵衛・庄次郎(いつミ)	6	90
明和6年	8月9日	8月23日	15	彦七(武久)	源次郎(小和知)・半次郎・仁助	3	45
明和6年	8月晦日	9月14日	15	彦七(武久)	権吉(中切)・林七・長右衛門	3	45
明和6年	9月2日	9月16日	15	善右衛門(武信)	惣次郎・金吉・杢八	3	45
明和6年	9月25日	10月10日	15	彦七(武久)	弥三八(桑原組)・嘉七・浅助	3	45
明和6年	10月14日	10月28日	15	彦七(武久)	忠右衛門・浅七・仁助	3	45
明和6年(登山14回)人足数小計						62	924
明和8年	3月15日	3月29日	15	善右衛門(武信)	小七・弥三八(桑原組)・銀次郎・源次郎(小和知)	4	60
明和8年	4月2日	5月11日	40	彦七(武久)	4/2～4/16：忠右衛門(万賀)・定吉(角領)・兵吉(二渡) 4/15～4/29：忠(喜ヵ)右衛門(小和知)・忠右衛門(木曽谷・西林)・庄次郎(いつミ) 4/28～5/11:善九郎(上の田)・勘次郎(すもた)・政助(万賀)	9	132
明和8年	4月6日	4月20日	15	善右衛門(武信)	吉兵衛・又作・久作	3	45
明和8年	4月23日	5月7日	15	善右衛門(武信)	吉兵衛・友七・小七	3	45
明和8年	5月25日	7月6日	41	彦七(武久)	5/25～6/10：源次郎(小和知)・又八(桑原組)・清右衛門(牧戸) 6/9～6/23：徳次郎・忠右衛門・忠吉 6/22～7/6：又八(=弥三八：桑原組)・小吉(万賀)・利右衛門(神林)	9	132
明和8年	6月4日	6月18日	15	善右衛門(武信)	忠右衛門・佐平治・治助(角領)	3	45
明和8年	6月28日	7月12日	15	善右衛門(武信)	源次郎(小和知)・儀助・治助	3	45
明和8年	7月26日	8月24日	28	彦七(武久)	7/26～8/11：又八(桑原組)・伊三郎・銀次郎 8/11～8/24:忠右衛門(万賀)・庄次郎(いつミ)・久吉(むかい)	6	87
明和8年	8月6日	8月20日	15	善右衛門(武信)	作兵衛・小七・銀蔵	3	45
明和8年	9月4日	9月18日	15	彦七(武久)	佐平治・長右衛門・忠八	3	45
明和8年	9月18日	9月29日	12	善右衛門(武信)	作兵衛・伊三郎・定吉	3	36
明和8年	10月6日	10月18日	13	彦七(武久)	又八(桑原組)・長右衛門・忠八	3	39
明和8年(登山12回)人足数小計						52	756
明和9年	3月18日	4月15日	28	彦七(武久)	3/18～4/2：源次郎(小和知)・儀兵衛(二渡)・忠右衛門(万賀)・長吉(祢宜屋) 4/1～4/15：権吉(中切)・六三郎(小和知)・吉兵衛(下酒屋側)	7	105
明和9年	3月29日	4月13日	15	善右衛門(武信)	又八(桑原組)・善次郎・定平	3	45
明和9年	4月21日	5月21日	30	彦七(武久)	4/21～5/8：権吉(中切)・小七・友八 5/7～5/21：又八(桑原組)・政助・磯吉	6	96
明和9年	4月23日	5月23日	30	善右衛門(武信)	4/23～5/8:吉兵衛・忠右衛門・庄次郎(いつミ) 5/7～5/21：作兵衛・忠吉・長右衛門	6	90

明和9年	5月29日	7月10日	45	彦七(武久)	5/29 ～ 6/13：権吉(中切)・忠右衛門(万賀)・磯吉 6/12 ～ 6/26：作兵衛(万賀)・小七(隣)・銀次郎(小和知) 6/25 ～ 7/10：佐兵衛(者田)・源次郎(小和知)・庄次郎(いつミ)	9	135
明和9年	6月3日	6月17日	15	善右衛門(武信)	佐兵衛・庄次郎(いつミ)・作次郎(二渡)兄伊兵衛	3	45
明和9年	6月28日	7月13日	15	善右衛門(武信)	権吉(中切)・友七・友八	3	45
明和9年	7月20日	8月4日	15	善右衛門(武信)	佐兵衛・小七・磯吉	3	45
明和9年	8月7日	8月21日	15	善右衛門(武信)	権吉(中切)・吉兵衛・庄次郎(いつミ)	3	45
明和9年	9月4日	9月18日	15	彦七(武久)	佐兵衛・友八・忠八	3	45
明和9年	9月9日	9月23日	15	善右衛門(武信)	吉兵衛・源次郎(小和知)・作次郎(二渡)兄伊兵衛	3	45
明和9年	9月22日	10月7日	15	彦七(武久)	権吉(中切)・孫助(牧戸)→吉兵衛・磯吉(小和知)	4	45
明和9年	10月11日	10月20日	10	彦七(武久)	小吉→彦四郎(滝越)・吉平(小和知)・又次郎(白谷)	4	30
明和9年(登山13回)人足数小計						57	816
安永2年	閏3月5日	4月17日	42	彦七(武久)	閏3/5 ～閏3/19：権吉(中切)・又八(桑原組)・儀兵衛・源次郎(小和知) 閏3/18 ～ 4/3：作兵衛・小七・銀次郎 4/2 ～ 4/17：忠右衛門(木曽谷)・権吉(中切)・源次郎(小和知)	10	150
安永2年	4月晦日	5月27日	28	彦七(武久)	4/晦～ 5/14：忠右衛門(万賀)・又次郎(富田)・伝兵衛(小郷)悴勘次郎 5/13 ～ 5/27：作兵衛・源次郎(小和知)・喜右衛門(二渡)	6	90
安永2年	6月10日	7月8日	28	彦七(武久)	6/10～6/24：長吉(祢宜屋)・長十郎(角領)・銀次郎(小和知) 6/23～7/8：又八(桑原組)・銀蔵・忠右衛門(万賀)	6	90
安永2年	7月19日	8月3日	14	彦七(武久)	源次郎(小和知)・孫吉(屋敷)・忠八(瀬ノ上)	3	42
安永2年	8月11日	8月25日	15	彦七(武久)	銀蔵・磯吉(中切)・平蔵悴友吉	3	45
安永2年	9月1日	9月15日	15	彦七(武久)	権吉(中切)・又八(桑原組)・銀蔵	3	45
安永2年	9月22日	10月7日	15	彦七(武久)	源次郎(小和知)・忠右衛門(木曽谷・西林)・円八	3	45
安永2年(史料的制約により彦七のみ:登山7回)人足数小計						34	507
安永3年	4月2日	4月16日	15	善右衛門(武信)	権吉(中切)・作兵衛・小七・銀次郎	4	60
安永3年	4月21日	5月6日	15	善右衛門(武信)	豊吉・甚吉(二渡)・伝蔵(小郷)	3	45
安永3年	5月16日	5月晦日	15	善右衛門(武信)	勘次郎・又次郎・銀蔵	3	45
安永3年	6月3日	6月10日	8	善右衛門(武信)	権吉(中切)・吉兵衛・源次郎悴金次郎・忠八・孫吉	4	32
安永3年	6月29日	7月14日	15	善右衛門(武信)	吉兵衛・忠右衛門・友助・銀蔵・市蔵	5	75
安永3年	7月1日	7月12日	12	彦七(武久)	権吉(中切)・定吉・金次郎(小和知)	3	45
安永3年	7月25日	8月9日	15	善右衛門(武信)	権吉(中切)・忠右衛門(万賀)・銀次郎(小和知)・久吉(中切)・平右衛門(牧戸)悴伊之助	5	75
安永3年	8月13日	8月27日	15	善右衛門(武信)	忠右衛門(万賀)・吉兵衛・長吉・磯吉(小和知)・孫吉	5	75
安永3年	9月18日	10月2日	15	善右衛門(武信)	権吉(中切)・吉兵衛・久吉・磯吉・銀蔵	5	75
安永3年	10月6日	10月20日	15	善右衛門(武信)	吉兵衛・又八(桑原組)・磯吉・金次郎	4	60
安永3年(登山10回)人足数小計						41	587

加子母村の過重な人足負担

さらに、気をつけなければならないのは、三浦御山見廻りの御仕人足を差し出したのが加子母村だけであったという事実です。三浦山の国境を決定する動きのなかで、濃州三ヶ村から均等に人足が徴発されたのは、享保一三年の倉掛峠（鞍掛峠・蔵掛峠とも書きます）から赤谷までの御境切明けと板敷原までの大笹結分け、翌年の土塚築立て、それに同一七年の板敷原以遠の御境切明けのときだけで、三浦山の御山見廻りに関しては、その当初から最寄り村で庄屋内木家が所管する加子母村の人びとが人足を負担していました。これに加えて、享保一五年の加子母村内木家の御山守就任、翌一六年末の建言にともなう御仕人足による御境切明け作業の制度化が、三浦山への人足を加子母村が負担し続ける大きなきっかけとなりました（その一方で、三ヶ村御山見廻りの場合には、各村の見廻りに際して、それぞれの村が人足を差し出しています）。その意味では、三浦御山見廻りの人足負担はかなり特殊な形だったのです。

一年間で少なくとも六〇〇名から八〇〇名近く、多いときには一〇〇〇人を超える延べ人数となる人足役は、加子母村にとって生活基盤を揺るがす過重な負担でした。もともとこれらの施策は、飛騨国の杣たちによる越境伐採から御用材となるべき良木を守るという尾張藩の林政改革の一環で生まれたものでしたが、これを維持するには加子母村の多大な労力が必要となってしまったのです。しかも三浦山へ登

るのは、春から秋にかけての農繁期で、村びとが自家の田畑で農作業をおこなう時期とぶつかってしまいます。こうした結果、過重な負担を強いる原因をつくったとして、三浦山御山見廻りや御境切明けを発案した御山守内木家にも、時には不満や忌避のまなざしが向けられることがありました。加子母村では、明和年間（一七六四～七二）以降、たびたび村方騒動が発生していますが、村内の利害対立の根底的な部分には、常に村方での人足負担をめぐる問題がくすぶっていました。三浦山の森林資源を守るための制度の矛盾が、加子母村に凝縮される形で歴史的に展開していったのです。

1　三浦山の御山見廻りと御境切明けの発端

（1）「切越」問題と国境画定に向けた動き

「切越」問題と三ヶ村の認識

プロローグで述べたように、享保年間（一七一六～三六）の尾張藩は、飛騨幕領の村々による三浦山への「切越」に頭を悩ませていました。[4] しかも、飛騨幕領の村々は、「慥成入合之証拠」すなわち三浦山が入会山であることの明確な証拠があると主張しては、堂々と材木を伐り出していたのです。そればかりか、反対に濃州三ヶ村（以下、三ヶ村）側が伐り出しのために入山すれば、「入込不被申候様ニと申越候儀も御座候」とあるように反発し、入山を差し止めようとすることさえありました。[5]

こうした既成事実の積み重ねもあってか、どうやら当時の三ヶ村の人びとも、「三浦山之儀ハ古来ゟ飛州と入合ニ而材木飛州江取越来り、（中略）入合山ニ相決候由」「三浦御山之儀、先年ゟ飛州と入合之由」とあるように、三浦山のことを尾張藩領と飛騨幕領の入会山と認識するようになっていたようです。[6]

（4）飛騨国・信濃国の国境問題とその後の画定作業、それに関わる三浦山の御山見廻り（雪中見廻りを含む）・御境切明けについては、次を参照した。太田尚宏「尾張藩『御山守』の職域形成と記録類」（『国文学研究資料館紀要アーカイブズ研究篇』一四号、二〇一八年）、六～九頁、芳賀和樹『林政史ブックレット一　御山守の仕事と森林コントロール』（徳川林政史研究所、二〇二〇年）、一二～一八頁、田原昇・芳賀和樹『林政史ブックレット三　尾張藩林政のなかの御山守』（徳川林政史研究所、二〇二一年）、四八～五一頁、栗原健一・髙木謙一『林政史ブックレット五　森林利用の秩序と御山守・村』（徳川林政史研究所、二〇二二年）、七～二九頁。

（5）
宝暦一二年（一七六二）「三浦御山発端之次第」（林四四〇）。以下、第一章は、とくに断らない限り、同史料による。

（6）
前掲宝暦一二年「三浦御山発端之次第」に加え、享保一三年（一七二八）「三浦御山最初申達之写」（林四五三）。

（7）
市川の来歴については、次を参照した。前掲太田論文、六頁、前掲田原・芳賀ブックレット、一八～一九頁。

（8）
前掲享保一三年「三浦御山最初申達之写」。

享保一〇年七月、上松奉行（のちに木曽材木奉行と改称）として享保の林政改革を主導した市川甚左衛門[7]は、別用で名古屋に逗留していた加子母村彦七（内木家第一〇代当主・武盆）、付知村忠左衛門、川上村権兵衛を呼び出し、「三浦山之由緒」について下問しました。これに対して彦七らは、三ヶ村の「古キ者共」すなわち古老たちに尋ねたところ、「古来ゟ入合之外、慥成由緒、又ハ入合之御山ニ而無御座と申訳、存候者壱人も無御座候」とあるように、古くから入会山であるというほかは誰も明確な由緒を知らないし、もとより入会山でないという根拠を持ちあわせる者は一人もいなかったと回答しています。[8]



図1　三浦山と濃州三ヶ村（太田尚宏氏作成）

また同じころ、加子母村・付知村・川上村を支配する三ヶ村代官[9]は、三ヶ村の庄屋・組頭たち[10]を呼び出し、「三浦御山古来ゟ之儀」について下問しました。これに対して庄屋・組頭たちは、やはり「村方古キ者共」から事情を聞き取って吟味したものの、肝心の国境については判

然としないとし、結局、連判で「御境目之訳一向決シかたく候」と記した書付を代官所へ提出しています。

このように当時の三ヶ村の三浦山に対する認識、いわば公式見解は、①三浦山は以前から尾張藩領と飛騨幕領の入会山である、②三浦山の国境は判然としない、というものだったのです。

飛騨幕領村々での情報収集

右のような状況下では、「切越」問題について、解決の糸口をつかむのは難しいでしょう。市川甚左衛門も有効な手段を講じることができず、市川から対策を求められた三ヶ村も同様でした。もちろん、この間も藩は繰り返し役人を派遣し、三浦山を見分させて、状況の把握に努めました。しかし「切越」の痕跡を発見しては、かえって焦燥感を募らせるばかりであったようです。

とりわけ享保一二年（一七二七）の津田十郎兵衛による視察の際には、山内に積み置かれた大量の材木がみつかり、順次、飛騨幕領へと運ばれていることが確認されました。そのうえ、「来申年ハ三浦山江大勢杣入、材木大分切出シ申候積之由」とあるように、翌一三年にはとくに多くの杣が入り込んで大量の材木を伐り出すのではないかとの風聞までもが流れてきました。

（9）
加子母村誌編纂委員会編『加子母村誌』（加子母村、一九七二）、七三頁によると、三ヶ村代官は寛永七年（一六三〇）に設置されたが、任地には赴かず、名古屋の国奉行所で執務した。天明二年（一七八二）以降、三ヶ村は太田代官所の支配下に置かれた。

（10）
江戸時代の村役人の名称で、村落運営の中心にあった有力な村人。

この事態に際し、独自の動きをみせたのが、加子母村の庄屋をつとめていた内木彦七です。どうやら彦七は、三ヶ村の公式見解とは裏腹に、個人としては、①三浦山は以前から尾張藩領と飛騨幕領の入会山である、という点に疑問を感じていたようです。彦七は「飛州方ニ而ハ、（中略）古来ゟ入合ニ相究候由、強申募候、此分ニ而被為差置候ハヽ、飛州ゟ者弥入合と申懸ケ、次第ニ奥々江切込可申と奉存候」とあるように、飛騨幕領の村々が〝三浦山＝尾張藩領と飛騨幕領の入会山〟と強硬に主張している点について、このまま放置していては、徐々に奥深くまで入り込んで来て材木を伐り出すようになるだろうと、大きな懸念を抱いていました。[11] そもそも彦七は、宝永年間（一七〇四～一一）以降、市川甚左衛門の命により、三浦山・三ヶ村山の御巣山取締御用と国境の見廻り御用をつとめていたのです。[12] 彦七の立場を踏まえると、その懸念は当然のものといえるでしょう。

そこで彦七は、藩にも三ヶ村にも秘密で飛騨幕領の村々へ出向き、「切越」問題に関して、内偵を進める計画を立てました。彦七が村方にも内密で行動したのは、「三浦御山之儀ハ古来ゟ入合ニ相極り申様ニ申伝え候儀計申ならし候ニ付、折節出合候節不存寄無謂噂物語等仕候而も却而妨ニ罷成可申と奉存候ニ付、郷内ニ而も一円取沙汰不仕」とあるように、村人たちが三浦山のことを尾張藩領と飛騨幕領の入会山と認識しているので、「無謂噂物語」が広まることを避け

（11）前掲享保一三年「三浦御山最初申達之写」。

（12）内木家と三浦・三ヶ村御山守については、次を参照した。前掲太田論文、前掲芳賀ブックレット、前掲田原・芳賀ブックレット。

（13）前掲宝暦一二年「三浦御山発端之次第」に加え、前掲享保一三年「三浦御山最初申達之写」。

（14）新田開発などによって、元の村から新しい村が分かれた場合に、元の村を本郷（元郷）、新しい村を枝郷と呼んだ。

ようとしたためでした(13)。

内偵のメンバーは、彦七とその息子である善右衛門（武久。のちの第一一代当主彦七となる）に、加子母村の枝郷(14)であった小郷の勘兵衛・九郎右衛門を加えた四人でした。同じ三ヶ村であっても、国境に接していない付知村・川上村には飛騨幕領に詳しい者はいなかったようですが、国境にある加子母村と枝郷の小郷には以前から飛騨幕領の村々と「諸縁」のある者が多くいました。そのなかでも、とくに勘兵衛・九郎右衛門が選ばれた理由については、「三浦御山之次第能ク承知仕、将又飛州之内聞をも可仕巧者成頭百姓」と、三浦山の様子に詳しく、内偵に適した有能な者だったためと説明されています(15)。

彼ら四人による内偵は、大きな成果を呼び込みました。彦七は、「飛州方ニ茂三浦御山入合と申慥成証拠ハ一円無御座候」とあるように、飛騨幕領の村々が主張する〝三浦山＝尾張藩領と飛騨幕領の入会山〟言説には、なんら証拠がないことを突き止めたのです。享保一三年二月、彦七は、こうして得られた情報を、三ヶ村代官の飯嶋重左衛門らへ書き送りました(16)。

さらに彦七らは、内偵を進めるなかで、飛騨代官である長谷川庄五郎（忠国）の認識をも把握しています。長谷川は、飛騨幕領の村々に対し、「殿様御領分御山江猥ニ入込不申候様ニ」と、尾張藩領である三浦山へむやみやたらと入り込まな

(15)
前掲宝暦一二年「三浦御山発端之次第」に加え、前掲享保一三年「三浦御山最初申達之写」。なお太田尚宏『林政史ブックレット二　山村の人・家・つきあい―江戸時代の〝かしも生活〟①―』（徳川林政史研究所、二〇二〇年）、二一頁によると、勘兵衛の家（今井家）は、武久の妻の実家ではないかと推測されている。

(16)
前掲宝暦一二年「三浦御山発端之次第」に加え、前掲享保一三年「三浦御山最初申達之写」、安政三年（一八五六）「由緒書」（林四五四）。

いよう命じていました。

このように彦七らによる情報収集により、飛驒幕領の村々が主張する〝三浦山＝尾張藩領と飛驒幕領の入会山〟言説には証拠がなく、飛驒幕領を支配する飛驒代官も三浦山を入会山とは認識していなかったことが明らかとなったのです。

国境画定に向けた動き

内偵に大きな手応えを感じた彦七は、「御境相立可申時節到来此度と奉存」とあるように、今こそ三浦山の境界を画定すべきタイミングだと考えました。そこで享保一三年（一七二八）四月、彦七は勘兵衛・九郎右衛門と人足二人を引き連れて、三浦山の国境を見分しました。

この際、倉掛（鞍掛・蔵掛とも書きます）峠から黒淵・嵩蒜あたりまでは「笹原」だったため、これをかき分けながら進むことができましたが、赤谷から板敷百間垣までは「木立」となっており、それより奥へは進めませんでした。そこで彦七らは、「谷筋江相下り、所々ニ而御境へ罷出」とあるように、いったん谷筋へ降りては所々で再び国境まで登るという方法を繰り返すことによって、断続的ではあれ、どうにか国境の見分を完了させました。国境の見分にあたっては、尾根筋を下っていく雨水の流れ方をよく観察し、国境となるべき分水嶺を見定め、近くの大きな石などに

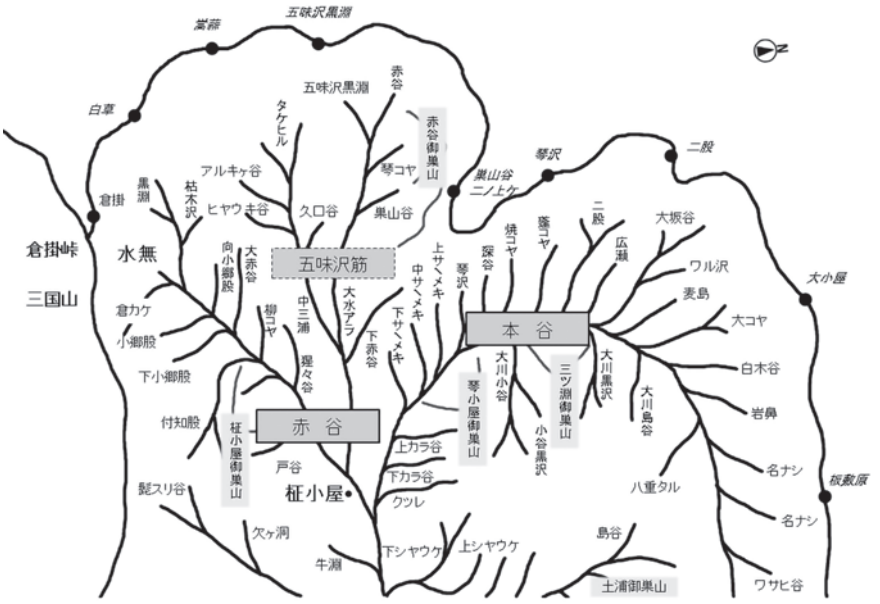


図2　三浦山の尾根筋と谷川
（太田尚宏氏作成。国境の線上に示した黒丸印〔倉掛、白草、嵩蒜、五味沢黒淵、巣山谷二ノ上ケ、琴沢、二股、大小屋、板敷原〕は土塚を指す）

日付や名前を書き記していくというかたちが採られました。

こうして「御境幷御山内之次第」を一通り把握した彦七は、国境画定のための具体的な方法などを書付にまとめ、「彦七一判」で三ヶ村代官の飯嶋重左衛門に宛てて提出しました。これに対し代官手代は、三ヶ村庄屋の連判で再提出するよう指示し、彦七の書付を却下しました。

留意すべきは、飛騨幕領村々での内偵から、この国境画定に向けた具体的な方法の提案までの動きは、あくまで彦七の独断だったということです。先に述べたように、彦七の行動は、享保一三年にとくに多くの杣が入り込んで大量の材木を伐り出すのではないかとの情報を受けた、差し迫った状況下での緊急の対応でした。しかし、それゆえに三ヶ村の間で合意を取り結

ぶというプロセスが、省略されてしまったのです。これまで三ヶ村は、三浦山に関する藩からの問い合わせなどに一体となって対応してきましたが、彦七の行動は、この先例を覆すものでした。右に示した代官手代の指摘は、この点を問題視したものだったのです。

とはいえ彦七は、「此儀三ヶ村申合事、決シかたく相見へ」とあるように、国境画定のための具体的な方法などについて、すぐに三ヶ村の間で合意を取り付けることは難しいとの認識をもっていました。そこで彦七は、代官手代の意向に反して、三ヶ村間での合意よりも国境画定による「切越」問題への早急な対処を最優先すべきという判断を下し、三ヶ村代官を通じた正規ルートではなく、懇意の高橋治部蔵を通じて、藩に働きかけることにしました。この異例の対応は功を奏したようで、基本的には彦七の提案に沿うかたちで、三浦山の国境画定に向け、徐々に吟味が動き出していくことになります。

（2）御山見廻りと御境切明けの開始

御山見廻りの開始―「切越」の摘発へ

享保一三年（一七二八）七月、三ヶ村代官は彦七・善右衛門父子と勘兵衛・九郎右衛門に対し、「三浦御山見廻之儀」を命じました。これを受けた彦七と善右衛門は

手分けをし、勘兵衛・九郎右衛門と人足たちを召し連れて、「御境・御山内」を残らず見廻りました。このときの様子を、左の記事から確認しましょう。

鞍掛ケ・五味沢御山内ニ杣明キ小屋大分、谷筋ニハ魚取小屋も数多御座候故、皆々引禿シ、小屋ニ居申魚取ハ取置候魚谷江捨させ追出シ申候、五味沢筋ニ鋸挽ニ而結構成桶木五拾弐丁割取積置候間、人足共ニ申付、広川原江持出させ、私共付添罷在、不残焼捨申候

これによると、倉掛から五味沢までの山内には杣小屋が数多く建てられ、谷筋には魚取小屋も点在していました。彦七らは、これらの小屋をすべて解体し、ちょうど小屋に滞在していた魚取は、獲り置いていた魚を谷へ捨てさせたうえで追い出しました。また五味沢筋には、鋸で加工された桶木が積み置かれていたので、人足たちに命じて河原へ運ばせ、残らず焼却させました。

従来、飛騨幕領の村々が主張してきた〝三浦山＝尾張藩領と飛騨幕領の入会山〟言説に証拠がないとすれば、杣小屋を建てて材木を伐り出すこと、魚取小屋を建てて漁をすることは、不法行為ということになります。彦七らによる取り締まりは、小屋を解体し、材木を焼却し、魚を処分するという、かなり徹底したもののように見受けられます。これは、今後、尾張藩が「切越」問題などに厳しく対処することを、目に見えるかたちで示そうとしたものと考えられます。

御境切明けの開始―国境の〝見える化〟へ

享保一三年（一七二八）八月には、藩から林又左衛門が派遣され、三浦山の国境見分が実施されました。

見分に先立ち、林は加子母村に三ヶ村の庄屋・組頭を集め、「此度御境目相立候付、村方能々承知仕、永々急度可相守一札差上、其上御案内仕候様ニと被仰渡候」とあるように、①今回、国境を画定することになったので、村方ではよく承知してこれを守ること、この点について御請証文を提出すること、②国境見分の案内をすること、の二点を命じました。

これに対し、彦七を除く三ヶ村の庄屋・組頭たちは、「三浦御山之儀、先々ゟ之次第、何れも曽而承知之者無之候間、後日、如何様成儀出来候とも、其節之儀ハ御受合申儀難致候、其儀ハ其元能々呑込候様ニと私父子江申候」とあるように、今に至るまで三ヶ村内に経緯が知らされず、彦七らがあくまで内密に行動してきたことなどを理由に、村内で合意を得られない可能性があると述べ、その際には彦七が請け合うよう主張しました。庄屋たちの立場を考慮すれば、これは当然の主張と思われます。

しかし一刻も早く国境を画定し、「切越」に対処することを優先すべきと考える彦七や藩にとっては、仕方がないと受け容れられるものではありませんでした。庄

屋・組頭たちの主張を彦七から伝え聞いた林は、庄屋・組頭を呼び出して「後日無心許存候者ハ印形無用ニ可仕」と伝え、納得できない者は証文に押印せずともよいと暗に圧力をかけたのです。これを受けた庄屋たちは、みずからの主張を飲み込んで、三ヶ村の全員が押印した証文を林へ提出しています。

さて、林又左衛門による国境見分に話を戻しましょう。この国境見分では、彦七を含む三ヶ村の庄屋・組頭たちと小郷の勘兵衛・九郎右衛門が案内をつとめ、「杭木御建、御境書共被仰付候」とあるように、主要な場所への境杭の設置と、国境近くの大きな石などに日付や名前を書き記すことが命じられました。

また「鞍懸八町ゟ赤谷迄之御境目筋一通りさつと結分ケさせ申候、自是奥々之儀ハ、追而彦七此通り切明させ申様ニと被仰渡候」とあるように、倉掛八丁から赤谷までの間については、国境周辺の草木を伐り払いつつ、笹などを結って、国境を〝見える化〟することが求められました。なお赤谷から奥は、すでにみたように「木立」が広がり、容易には先へ進めませんでした。そこで赤谷より奥は、日を改めて彦七が同様に対応することとされました。

実際に同年九月には、彦七・善右衛門が勘兵衛・九郎衛門を召し連れ、三ヶ村人足を用いつつ、板敷原（のちに九番の土塚を築造する場所）まで草木を伐り払い、笹を結って国境を〝見える化〟しました。ちなみに、この板敷原で御境切明けは一段

落したため、その後、同所は享保一三年の干支を付して「申年御切留」と通称されるようになりました。

御山見廻り・御境切明けと村方

享保一三年（一七二八）一二月、加子母村の組頭・惣百姓たちは、彦七へ「御書付写村方連判帳」を提出しました[17]。この連判帳は、「今度従　御公儀様被　仰出　候御書付之趣」すなわち尾張藩から出された書付の内容をよく承知し、堅く守ることを誓約したものです。長文の史料ですが、三浦山における初期の御山見廻り・御境切明けと、その村方との関係がわかる貴重なものなので、ここで紹介しておきます。そのおもな内容は、次の六点に整理できます。

①先般、飛騨幕領側に対して、三浦山へ入り込まないよう通知したところなので、同様に三ヶ村側も、「飛州山」はもちろん、「何方他領山」にも入り込まないこと。

②三ヶ村内で焼畑を営む場合には、「木立有之山」が類焼することのないよう、庄屋にも相談しつつ火の元に気を付けること。

③三浦山における「雪之節」の御山見廻りは「常体之者」には困難なので、「御境切明候者」に、新たに小郷の万助を加えたメンバーで見廻りをする

（17）享保一三年（一七二八）「御書付写村方連判帳」（林四三八）。

こと。「常体之者」が登山できる時期となったら、三ヶ村庄屋や決められた人足が見廻りをすること。

④当年七月に、三浦山における国境の見廻りは、一か月に二度ほどの頻度で実施するよう申し渡したところだが、来年の見廻り回数については、追って検討のうえ、春までに通知する。また苗木領との境目については、当年三月・一〇月に、彦七・善右衛門・勘兵衛・九郎衛門と組頭たちが見廻りを実施したと報告を受けている。今後も「程宜キ節々」に見廻りをすること。

⑤三浦山の取り締まりについては、決められた人足だけでなく、三ヶ村の全員が常に心掛けておくこと。また三ヶ村山の取り締まりについても、三ヶ村の全員が充分に心得ておくこと。

⑥三浦山の御境切明けは、すでに板敷百間堰上まで済んでいる。これより奥は、基本的に立木が生育しておらず、飛驒幕領の村々から入り込むような場所でもないので、御境切明けは、ひとまず同所で終了とする。なおこれより奥は、追って見分のうえ、必要に応じて実施することとする。

以上のように「御書付写村方連判帳」の内容は多岐にわたりますが、ここではとくに、(ア)三浦山における「雪之節」の御山見廻りが通常時の御山見廻りと区別されていること、(イ)この時点では、のちの御山守による見廻り体制は想定されてお

らず、あくまで三ヶ村庄屋を中心とする体制となっていたこと、の二点を強調しておきましょう。

雪中見廻りの開始

右で言及した、三浦山における「雪之節」の御山見廻りは、その後、雪中見廻りという表現で定着していきます。

そもそも「十月比ゟ来春三月迄」の三浦山は雪が深いため、「常体之者」では、御山見廻りはおろか、人足として荷物を運搬することすら困難でした。しかし「其間見廻抜候而ハ飛州江之響キ如何ニ御座候」とあるように、この間、御山見廻りを省略しては「切越」の取り締まりに影響が出るかもしれません。こうした考えから、特別体制による雪中見廻りが実施されるようになったのです。

彦七ら「常体之者」の代わりに、初期の雪中見廻りを担当したのは、佐左衛門・吉十郎・与左衛門・万助の四人でした。このうちの佐左衛門・吉十郎・与左衛門は「御境切明為人足頭と出精仕候者共」＝「切明頭」（合計五人）のうちの三人であり、先にみた彦七らによる御境切明けに協力した者たちでした。これに献上用の巣鷹を採取する巣守の万助を加えた四人は小郷の村人たちで、いずれも熊打を主とする猟師でした。

当時の熊打は、クマが穴のなかで冬眠している秋の彼岸から春の彼岸までの間におこなわれたといいます[18]。したがって彼らは、冬山を歩くことに長けた者たちだったのです。実のところ、雪中見廻りとは、熊打と御山見廻りを兼ねたものでした。ただし藩は、熊打をしながらとはいえ、「寒気之節」、雪のなかで見廻りをする苦労を考慮し、雪中見廻りの手当として「一日壱人銀弐匁ツヽ」を与えています[19]。

国境の画定と三浦・三ヶ村御山守

こうして開始された三浦山の御山見廻り・雪中見廻りは、どのようなものだったのでしょうか。表2には、享保一四年（一七二九）における三浦山の御山見廻り・雪中見廻りについて、期間・日数、担当者の名前、人足数といった基本情報をまとめました。

これによると、一月中は、雪の様子を見分するためという名目で一～二日の入山がみられますが、本格的な雪中見廻りが実施されたのは二月のことでした。万助と佐左衛門、与左衛門と吉十郎が、それぞれ同じタイミングで入山しています（各八日間）。三月～一一月には、基本的に彦七・善右衛門・勘兵衛・九郎衛門の四人が人足三人前後を召し連れ、適宜交替しつつ、ほぼ絶え間なく御山見廻りを実施していたことがわかります。御山見廻りの日数はおおむね一五日間で、雪中見廻りの約二

（18）前掲芳賀ブックレット、五頁。

（19）前掲宝暦一二年「三浦御山発端之次第」に加え、享保一八年（一七三三）「三浦・三ヶ村御山諸事御用留」（内木家文書B六二―三―一五）。

表2　享保14年の三浦御山見廻り・雪中見廻り

期間	日数	名前	名目	人足数
1/24 ～ 1/24	1	吉十郎	雪の様子見分	—
1/26 ～ 1/27	2	与左衛門	雪の様子見分	—
1/26 ～ 1/27	2	吉十郎	雪の様子見分	—
2/7 ～ 2/14	8	万助	雪中見廻り	—
2/7 ～ 2/14	8	佐左衛門	雪中見廻り	—
2/16 ～ 2/23	8	与左衛門	雪中見廻り	—
2/16 ～ 2/23	8	吉十郎	雪中見廻り	—
3/1 ～ 3/15	15	九郎右衛門	御山見廻り	3人
3/2 ～ 3/8	7	善右衛門(武久)	(切越改)	3人
3/16 ～ 3/晦	15	善右衛門(武久)	御山見廻り	4人
4/1 ～ 4/15	15	勘兵衛	御山見廻り	3人
4/16 ～ 5/1	16	善右衛門(武久)	御山見廻り	3人
5/1 ～ 5/15	15	九郎右衛門	御山見廻り	2人
5/15 ～ 5/29	15	勘兵衛	御山見廻り	2人
6/19 ～ 7/3	15	善右衛門(武久)	御山見廻り	3人
7/2 ～ 7/15	14	万助(弟浅右衛門)	御山見廻り	2人
7/20 ～ 8/5	15	彦七(武盆)	御山見廻り	4人
8/5 ～ 8/20	15	勘兵衛	御山見廻り	2人
8/26 ～ 9/10	15	九郎右衛門	御山見廻り	2人
9/12 ～ 9/26	15	善右衛門(武久)	御山見廻り	3人
9/28 ～閏9/13	15	善右衛門(武久)	御山見廻り	3人
10/3 ～ 10/17	15	善右衛門(武久)	御山見廻り	3人
10/22 ～ 11/3	11	勘兵衛	御山見廻り	3人

享保13年(ただし内容は同14年)「三浦御山諸事覚帳」(内木家文書B62-1-11、内木哲朗家所蔵)より太田尚宏氏作成。

倍でした。

この間、三月には、武久が奥赤谷御境と二股御境の二か所で、飛騨国小坂郷の者による「切越」を発見しました。報告を受けた彦七は、適宜、市川甚左衛門らの指

示を受けつつ、「百日余」をかけて小坂郷側と折衝し、切株から推定した数量の材木を返却させるばかりか、「小坂郷十一ヶ村名主・組頭・百姓代令差出候誤り之連判証文」を取ることに成功しました。ここにある「誤り」は「謝り」の当て字で、彦七たちは小坂郷の者たちから謝罪の証文を取り付けたことになります。

これは言い換えれば、三浦山が尾張藩領であり、かつ飛騨幕領との入会山でもないという重要な証拠を獲得したことになります。彦七が前年の内偵によって得たのは、あくまで飛騨幕領の村々が主張する〝三浦山＝尾張藩領と飛騨幕領の入会山〟言説には証拠がない、という情報でした。それと比べると大きな前進であり、国境画定交渉に臨む尾張藩にとって、より有利な証拠が得られたといえるでしょう。

同年六月には、市川甚左衛門が三浦山の見分に訪れました。前年の御境切明けでは、国境周辺の草木を伐り払いつつ、笹などを結って、国境を〝見える化〟しました。ところが大嵐でその結び目が解けたことに加え、笹類が大きく生長したため、「一向御境筋相知レ不申候場所〳〵御座候」とあるように、国境がわからなくなってしまった場所が散見される状況だったといいます。笹類を押し分けながら進み、ようやく市川の案内を終えることができたようです。なおこのころになると、彦七・善右衛門父子は、三浦山の国境や山内の様子に随分と慣れ、谷筋も熟知し、案内を連れずに御山見廻りをつとめることができるようになっていました。

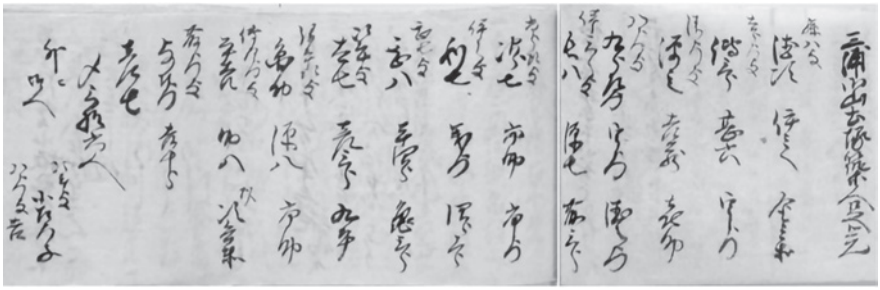


図3　土塚築造の人足（享保14年）
享保13年（ただし内容は同14年）「三浦御山諸事覚帳」（内木哲朗家所蔵）。

この間、尾張藩と幕府―飛驒代官との間では、国境画定に関する交渉が進められました。彦七は、御国奉行らが三浦山の見分に訪れた際、「御境立方御仕法」と称して、国境画定のための具体的方法を提案しました。これを受け容れた藩は、「水流尾通」すなわち分水嶺を国境とすべく、飛驒代官側と交渉を重ね、最終的に幕府側から許可を引き出すことに成功しました。[20]

同一四年には、藩は三浦山の国境のおもな場所に、土塚を築造するよう命じました。これを受けた三ヶ村庄屋は、各村から人足を召し連れ、同一六年の秋ごろにかけて、手分けをして倉掛八丁から板敷原までの間に、合計九つの土塚を築造し、そのうえにヒノキやヒメコマツ、モミなどを植えつけて目印にしました。

この間、同一五年五月には、市川甚左衛門によって上松奉行付の新たな役人「三浦・三ヶ村御山守」が設置され、彦七がこれに就任し、扶持五人分が支給されることになりました。以後、内木家は、第一五代当主の武敬（善衛）まで、六代にわたって御山守をつとめることになります。またその跡を継ぐ予定の男子は、御山守見習として御山守の職務を助けました。

また同時期には、彦七・善右衛門父子と勘兵衛・九郎衛門に加え、切明

頭や万助といった、御山見廻り（雪中見廻りを含む）・御境切明けに尽力した者たちに対し、藩から褒美が与えられました[21]。

（3）御山見廻りと御境切明けの統合・制度化

御仕人足を用いた御境切明け

享保一六年（一七三一）の暮れ、彦七は藩に対し、二つの提案をしました。一つ目は御山見廻りと御境切明けの統合・制度化、二つ目は「申年御切留」より奥の御境切明け、です。以下、順番にみていきましょう。

はじめに、御山見廻りと御境切明けの統合・制度化です[22]。

彦七は、同一三年に御境切明けを命じられ、倉掛八丁から板敷原まで、国境周辺の草木を伐り払いつつ、笹などを結って、国境を〝見える化〟しました。ところが、「大分之大笹厚ク繁り申儀ニ御座候得ハ、（中略）壱両年ハ又々元之通りニ御境も一面之様ニ罷成申候」とあるように、同一六年暮れの時点で、すでに笹などが繁茂しており、折角〝見える化〟した国境も、一～二年のうちに一面元通りになってしまうと訴えています。

先にみたように、たしかに同一四年に市川が見分に訪れた時点で、早くも笹類が大きく生長しており、国境の見分に不都合が生じていました。当初、御境切明けは

（20）前掲宝暦一二年「三浦御山発端之次第」に加え、前掲安政三年「由緒書」。

（21）文化八年（一八一一）「由緒調書抜キ」（内木家文書A分類仮三四）。

（22）前掲宝暦一二年「三浦御山発端之次第」に加え、享保一六年（一七三一）「三ヶ村御山諸事御用留」（内木家文書B六二―二―一五）。

臨時の作業であり、藩の見分により必要と判断された場合に命じられるものでしたが、同一四～一六年の三年間、彦七への指示はありませんでした。

そこで彦七は、「兎角御切明ハ弐三年ニ一度程ツヽ不被仰付候而ハ、御境分明ニ難相見奉存候」と述べて、少なくとも二～三年に一度は御境切明けの必要があることを指摘しつつも、それよりは「見廻ニ召連候人足」＝御仕人足を使い、「年々共見廻候其度々」に草木を切り払い、笹などを結う方が、効率的であると提案しました。この方法を採用すれば、「次第ニ足跡も付キ御境も明白」になるので、これを私共へ命じるとともに、斧や鎌を支給してほしいと主張したのです。

また彦七は、この提案に付随して、「見廻ニ召連候人足」＝御仕人足を三人から五人に増員してほしいとも訴えています。というのも、御山見廻りの最中は、毎日、山小屋から山小屋へと移動するため、基本的に三人のうち二人は「御山内逗留中之飯米荷物持送り」を担当することになり、御山見廻りに随行できる人足は実質一人だけになっていたからです。さらに彦七は、飛驒幕領の杣たちが国境の近くまで「大勢」入山しているので、もし行き会った際には、こちらが「小勢」では圧力になりにくいとも考えていました。五人への増員が実現すれば、御山見廻りに随行できる人足は実質三人となり、御山見廻りのたびに御境切明けを進めるうえでも有効であると指摘しています。

御境切明けの完了

次に、「申年御切留（さるどしおきりどめ）」より奥の御境切明けです。(23)

繰り返しになりますが、享保一三年（一七二八）の八月から九月にかけて、倉掛八丁から板敷原＝「申年御切留」までの御境切明けが進められました。そして一二月頃には、これより奥は基本的に立木が生育しておらず、飛驒幕領の村々から入り込むような場所でもないとの理由から、御境切明けはひとまず同所で終了とし、これより奥は必要に応じて実施することとされていました。

こうしたなか彦七は、「飛州御山」から御用材を伐り出すため、同一七年に大勢の杣が「奥々まで」入り込むとの情報をつかみました。これを受けた彦七は、「御用木杣入込申候ハヽ、定而猥ニ切取可申様ニ奉存候」と、三浦山の板敷原まで伐り荒らされてしまうことを危惧し、念のため「申年御切留」より奥の御境切明けを提案したのです。方法としては、雪のなかで尾根筋の水の流れをよく観察しておき、六月になって雪が消えてから、御境切明けをするというものでした。なお雪の時期の方が、笹や下草、小木が雪に埋まり、大木がみえるばかりなので、一面を見渡しやすく、水の流れを観察しやすかったようです。

彦七による以上二つの提案は、いずれも享保一七年正月、市川甚左衛門によって認められました。(24)

(23)　前掲宝暦一二年「三浦御山発端之次第」に加え、前掲享保一六年「三ヶ村御山諸事御用留」。

(24)　前掲宝暦一二年「三浦御山発端之次第」に加え、享保一七年（一七三二）「三浦・三ヶ村御山諸事御用留」（内木家文書Ｂ六二―二―一九）。

御山見廻りと御境切明けの統合・制度化については、彦七・善右衛門父子と勘兵衛・九郎右衛門が、元文二年（一七三七）までの六年間をかけ、「鞍掛ケ壱番之本杭ゟ板敷原申年御切留九番之土塚迄」、御仕人足を用いて五尺余りの道幅で樹木を伐り払い、笹や草を掘り捨てることで、「御境目一通出来」という状況に導きました。その後も、御山見廻りのたびに、御境切明けとして樹木の伐り払い、笹や草の掘り捨てを続けたため、宝暦年間（一七五一～六四）の時点でも「御境目分明」という状態が維持されていました。(25)

また「申年御切留」より奥の御境切明けについては、享保一七年六～七月、彦七・善右衛門父子が勘兵衛・九郎右衛門を召し連れ、三ヶ村人足を用い、樹木や笹などを伐り払いました。

なお「鞍掛ケ壱番之本杭ゟ板敷原申年御切留九番之土塚迄」に比べると、「申年御切留」より奥については簡便な対応がとられたようで、宝暦年間まで、一年に一度の頻度で、御山見廻りの際に笹などを伐り払っていました。

御山守体制の形成・確立

元文三年（一七三八）には、「此度三浦御山見廻り之儀も御振合替り被仰出候、彦七父子ニ為見廻、勘兵衛・九郎右衛門ハ見廻相止候と被仰出也」とあるように、

(25) 宝暦年間（一七五一～六四）には、国境の土塚も「年々と欠ケ損シ、見分悪敷罷成候」という状況だったため、御仕人足を用いて修繕された。なお「毎度繕不申候而ハ不宜相見候」との判断から、その後も御山見廻りのたびに状況が確認された。

これまで彦七・善右衛門父子と勘兵衛・九郎右衛門の四人体制で実施してきた三浦山の御山見廻りから、勘兵衛・九郎右衛門が解任されることになりました。そのうえ御仕人足も、五人から当初の三人に減員となりました[26]。

その理由の第一は、前年までに道幅五尺余りの御境切明けが完了したためです。第二は、この当時、三浦山の御山見廻りに年間五〇～六〇両ほどの経費がかかっており、この削減を図るためです。そして第三は、加子母村から御仕人足の負担に関する嘆願があったためです。

プロローグで詳しく説明したように、御仕人足に対して藩から支払われる人足賃は少額で、その労働に見合うものではなかったと推測されます。しかもその負担は、加子母村に偏重（へんちょう）していました。

当初、御境切明けは境界画定のための臨時の作業であり、一時的な措置（そち）だったと思われます。ところが、「切越」問題への対応のため、市川甚左衛門によって享保一五年（一七三〇）に「三浦・三ヶ村御山守」が設置され、彦七がこれに就任しました。また同一七年以降には、御山見廻りと御境切明けが統合・制度化されました。これらが、加子母村による継続的な人足負担に繋（つな）がっていったと考えられます。御山守の設置と御山見廻り・御境切明けの統合・制度化は、尾張藩と飛騨幕領との間の境界画定・維持と、三浦山の森林資源の保護に重要な意義をもちますが、これら

(26)　前掲宝暦一二年「三浦御山発端之次第」に加え、元文三年（一七三八）「信州三浦御山御境御山内見廻日記」（内木家文書B二九―一三―九）。

は村方の継続的な人足負担のうえに成り立っていたのです。

以上のように、内木家当主が御山守に就任し、その跡を継ぐ予定の男子が御山守見習となり、彼らが三人（五人）の御仕人足を率いて三浦山の御山見廻り・御境切明けを実施する（雪中見廻りは切明頭の由緒をもつ小郷の猟師を中心とする）、という体制が、享保年間（一七一六～三六）後半から元文年間（一七三六～四一）にかけて形成・確立したのです。

2　雪中見廻りの様子と担い手

（1）彦七への報告

「切越」跡の発見

例年、一〇月ごろから翌年三月ごろにかけて実施された三浦山の雪中見廻りは、彦七ら「常体之者」の代わりに、冬山を歩くことに長けた小郷の猟師たちによって、熊打とセットで担われました。初期の雪中見廻りを担当したのは、国境画定作業に際して切明頭をつとめた佐左衛門・吉十郎・与左衛門に、巣守の万助を加えた四人です。ここでは、雪中見廻りの様子を具体的にみてみましょう(27)。

まずとりあげるのは、享保一四年（一七二九）二月の事例です。彦七が記録した「三浦御山諸事覚帳(28)」から、与左衛門・吉十郎による雪中見廻りの概要を示しました。

一六日　両人、小郷股まで移動して宿泊。「雪四尺程（ゆきよんしゃくほど）」とあり。
一七日　与左衛門、倉掛・黒淵・赤谷を登り、「十弐番本杭（じゅうにばんもとくい）」へ出て国境を巣山谷三ノ上ケまで見廻り。小郷股まで戻り宿泊。巣山谷・本谷の尾根

（27）雪中見廻りについては、前掲栗原・高木ブックレット、二〇〜二二頁も参照されたい。

（28）享保一三年（ただし内容は同一四年〈一七二九〉）「三浦御山諸事覚帳」（内木家文書B六二―一―一一）。

筋に「かんじき跡」を発見。

吉十郎、柾小屋へ出て五味沢筋から巣山谷二ノ上ケへ登る。三ノ上ケまで尾根筋を見廻り。小郷股まで戻り宿泊。

一八日　両人、本谷筋の「ささめき」へ移り宿泊。

一九日　両人、麦島へ出て大坂谷を登り、国境を見廻り。「ささめき」まで戻り宿泊。

二〇日　吉十郎、広瀬谷へ登り、国境を大坂谷まで見廻り。二股を通り、「ささめき」まで戻り宿泊。

与左衛門、二股を登ったところで小坂方からの「切越」跡を発見。「切越」木数一一本のうち二本は国境、九本は国境より三〜五間ほどのところで伐り出し（「桧切かふ弐尺ゟ六七寸迄」）。国境より二〜三間のところで「飛州方杣壱人」と遭遇、吟味するが相手は名乗らず。「ささめき」まで戻り宿泊。

二一日　両人、降雨のため「ささめき」に逗留。

二二日　両人、降雪のため「ささめき」に逗留。

二三日　小郷へ帰る。

二四日　与左衛門、彦七のもとを訪れ、右のとおり報告。

これによると、両人は適宜手分けをして、赤谷・五味沢筋・本谷を国境まで広範に見廻りました。積雪の様子や、雪上の「かんじき跡」にも注意を払っています。宿泊したのは「ささめき」という場所で、春から秋までの御山見廻りのときとは異なるところに「雪中見廻小屋」を設けていたようです。今回の見廻りでは、ヒノキの「切越」跡と「飛州方杣壱人」が発見されたため、与左衛門によって本数などが吟味されました。三浦山から下山した翌日、早速、両人は彦七に首尾を報告しています。

この時点では、のちの御山守による見廻り体制は想定されておらず、あくまで三ヶ村庄屋を中心とする体制となっていました。とはいえ、彦七が雪中見廻りの様子について報告を受けていることから、実態としては彦七中心の見廻り体制が構築（こうちく）されていたといってよいでしょう。

積雪の様子

雪中見廻りでは、「雪四尺程」というように積雪の様子が詳しく把握され、彦七へと報告されている点が印象的です。この点について詳述されている史料としては、元文五年（一七四〇）三月に万助と佐左衛門が提出した雪中見廻り報告があります。同じく彦七が記録した「三浦・三ヶ村御山御用留」[29]から紹介しましょう。

（29）元文五年（一七四〇）「三浦・三ヶ村御山御用留」（内木家文書Ｂ二九―一四―一）。

覚

申三月十六日小郷万助来ル、右ハ今月五日三浦御山雪中為見廻佐左衛門と両人罷越登山、天気吉、白かんば〻かんぢき懸ケ、雪やわらか也、暮合ニ水なし小屋着、翌日柾小屋、三日め二蓬小屋へ参り、小屋拵泊り、御境見廻り大坂谷迄一日見廻、笹めき〻御境へ出、雨降立候ゆへ罷帰、黒沢たなへ、一日直ニ土うろいつミ谷迄熊尋申候、両日ハ雨天在小屋、十四日ニ正小屋より帰候由申聞候

登りニ

雪三尺ほと　水なし

帰りニハ半分ニ成ル

登りニ

正小屋平ニ弐尺計

御山内雪やわらかニて廻りかね申候、雪ハ何方迄も同前之深ミ也、登山之節迄雪わり不出、逗留之内ニ弐雨ニて押出ス

今度

申三月五日〻同十四日迄

一、拾人ツヽ

万助

右見廻り、御山内何之替事無之候

佐左衛門

これによると、見廻りの日程やルートに加え、雪の状態や深さなどが詳しく報告されています。雪が柔らかく「廻りかね（兼ね）」るといいながら、「かんぢき」を付けて国境などの見廻りに励む様子が見て取れます。また冬眠中の熊を探しに、足を延ばしていたこともうかがえます。

雪中見廻りは、あくまで雪が深い時期の特別措置であり、雪が溶けて彦七ら「常体之者」が登山できるようになれば、通常の御山見廻りが開始されます。また雪の状況は、「切越」にも影響を与えたと考えられます。たとえば、雪が柔らかければ歩きにくく、雪が硬ければ歩きやすくなります。歩きやすいということは、「切越」を狙う人びとにとっては、それだけチャンスになります。こうした理由から、積雪の様子が詳しく把握されたのでしょう。

なお同五年四月の雪中見廻り報告では、「御山内日影〳〵ニいまた雪少々宛有之由」とあり、雪はおおむね溶けたものの、日影には雪が少し残っている状況が彦七に伝えられています(30)。

ちなみに雪中見廻り完了の報告は、基本的には、下山後一～二日のうちにおこなわれたようです。ところが、明和二年（一七六五）一一月の事例によると、与左衛門・

(30)　前掲元文五年「三浦・三ヶ村御山御用留」。

儀兵衛は、下山してから五日後に彦七へ報告書面を提出しました。これに対し彦七は、報告の遅延を叱責し、「支配離レ可申旨（しはいはなもうすべきむね）」と申し渡しました。雪中見廻りからの解任を伝えられた両人は驚いて、翌日に彦七のもとを訪れて許しを請い、引き続き雪中見廻りを担当できるよう嘆願しています。結局、本件は彦七が謝罪を受け容れ、両人は雪中見廻りを引き続き担当することで落着（らくちゃく）しました。(31)

（2）雪中見廻りを担う人びと

雪中見廻りの体制変更

先述したように、初期における三浦山の御山見廻りは、彦七・善右衛門父子と、小郷の勘兵衛・九郎右衛門の四人体制で実施されていました。たとえば、享保一四年（一七二九）三月～一一月には、基本的に彼ら四人がそれぞれ人足三人前後を召し連れ、適宜交替しながら、ほぼ絶え間なく御山見廻りを実施していました。

ところが、元文三年（一七三八）には、前年までに道幅五尺余りの御境切明けが完了したことなどを理由に、経費削減のため、三浦山の御山見廻りから勘兵衛・九郎右衛門が解任されました。以後は、彦七・善右衛門父子（御山守と御山守見習）が分担し、御山見廻りを担いました（前掲表1参照）。

こうしたなか、宝暦四年（一七五四）八月、勘兵衛は木曽材木方の馬場七郎右衛

(31) 明和二年（一七六五）「御山方御用幷諸事日記」一一月一一日、一二日条（林一一三八）。以下、本書では「日記」と略記。

門・橋本源左衛門に対し、自身の息子の助八と九郎右衛門の息子の儀兵衛を御山見廻りに復帰させてほしいと出願しました[32]。その背景は明らかではありませんが、明和三年（一七六六）の時点で、勘兵衛の家は経済的に困窮して多額の借金があり、先祖代々受け継いできた田地も質に入れている状況だったといいます[33]。御山見廻りに復帰し、雑用銀を受け取ることができれば、経済状況を改善できるかもしれないという期待があったのかもしれません。

残念ながら右の出願は却下されましたが、宝暦七年正月、勘兵衛は、今度は自身の孫の又市（息子の助八は同六年三月に死去）と九郎右衛門の息子の儀兵衛が御山見廻りに復帰できるよう、彦七へ執り成しを依頼しました[34]。これを受けた彦七は、三月までに、木曽材木奉行の寺町兵左衛門と数度にわたって書状をやりとりし、当時、雪中見廻りを担当していた三人（佐左衛門・与左衛門・万助）に又市・儀兵衛を加えた五人が、毎年二人ずつ、交替で雪中見廻りをつとめる許可を引き出すことに成功しました[35]。

こうして又市（のちに勘兵衛と改称）・儀兵衛は、佐左衛門・与左衛門・万助と同様、雪中見廻り一日につき銀二匁が与えられることになったのです[36]。

（32）宝暦七年（一七五七）「丑年中御用状留」（林三八〈第一冊〉）。なお勘兵衛の出願とその後の展開については、前掲田原・芳賀ブックレット、四八～五四頁も参照されたい。

（33）明和三年（一七六六）「戌年中御用状留書」（内木家文書B五八―二〇―九）。

（34）前掲宝暦七年「丑年中御用状留」。

（35）前掲宝暦七年「丑年中御用状留」。

（36）前掲明和三年「戌年中御用状留書」。

佐左衛門への被下金

宝暦九年（一七五九）の冬、これまで雪中見廻りを担当してきた佐左衛門は、「老年御用難相勤」との理由から引退し、代わって息子の佐吉（佐左衛門の名前を受け継ぎますが、混乱を避けるため佐吉と呼んでおきます）が、翌一〇年の春から雪中見廻りをつとめるようになりました。ところが、不幸にも佐吉は、「過チ」（過失による事故）による負傷がもとで、四月に病死してしまいました[37]。この負傷が、雪中見廻り中のものかどうかについては不明です。

これを受けた彦七は、同一〇年六月、木曽材木奉行の日下部兵次郎・寄田清太夫へ書状を送り、「親佐左衛門幷妻・幼年之子共大勢当時及渇命申様ニ罷成、甚難儀仕候」と述べて遺族の窮乏ぶりを伝えるとともに、切明頭の由緒と雪中見廻りへの尽力、都合三〇年以上におよぶ親佐左衛門の「出精」を訴え、「御慈悲」を嘆願しました。

佐吉の遺族の窮乏ぶりと親佐左衛門の功績などを認めた藩は、「親佐左衛門一生之間、年々金弐両宛被下筈」と、親佐左衛門に対し、一年に金二両ずつの被下金を生涯にわたって支給することを決定しました。

材木方からの被下金は、毎年七月と一二月に彦七のもとへ下付され、彦七から佐左衛門家へ渡されました。親佐左衛門は明和四年（一七六七）一二月一七日になくな

（37）佐左衛門への被下金については、宝暦一〇年（一七六〇）「辰年中御用状留」（林三八八〈第三冊〉）、宝暦一〇年「三浦山御境見廻り候切明頭佐左衛門親江被下金相渡候様仕度申達候書付」（内木家文書B五九―三―四）、明和四年（一七六七）「亥年中御用状留書」（林三八八〈第七冊〉）による。

りますが、この年までの七年の間、藩からの支給は続けられたのでした。

こうした現代の老齢年金にも似た、この特別な対応からは、藩が三浦山における国境画定作業以来の切明頭佐左衛門の功績を高く評価していた点をうかがうことができるでしょう。

3　三浦山登山と人足

御仕人足の選定

ここからは、二代目御山守の内木彦七武久が書いた「日記」を手がかりに、江戸時代中期の宝暦～安永年間（一七五一～一七八一）の三浦山登山の様子を具体的にみていくことにしましょう。

御山守は、御山見廻りの登山日の数日前に村方の「定夫」(38)を呼び出して人足の人数を伝え、登山日の朝に彦七宅へ集まるように指示するのが通例でした。定夫は、彦七からの指示を庄屋へ伝え、庄屋はさっそく、「村役」である御仕人足の割り振りをおこないました。

庄屋はまず、加子母村の村組を大きく「奥」（おそらく中切から小郷まで）と「下モ」（上桑原から角領まで）とに分け、それぞれから徴発する人数を決めたようです。明和五年（一七六八）「日記」の九月一八日条には「人足之儀、下モ分三人、奥分壱人相越ス筈之旨申聞」とあり、このときには、彦七に随行させる四人の人足を「下モ」から三人、「奥」から一人差し出すという方針を伝えています。そのうえで庄屋は、村内で組織されている「五人組合」のなかから、「下モ」より三つの組合、「奥」よ

(38)　村方に雇われて文書伝達や諸雑用を担当する農民。

り一つの組合というように、人足を出す組合を指名しました。その「五人組合」のなかで誰を人足にするかは、組合内の相談で決めるという仕組みだったようです。

ところで、御山守を務めていた彦七の家《桑原》（以下、屋号は《　》を付けて表記します）も、村内に田畑を所持して耕作していたため、村の農民が勤めなければならない蔵番などの(39)「村役」が賦課されていました。彦七と御山守見習である長男の善右衛門は、尾張藩の役人なので村方のことには関わらないという理由で、直接「村役」は勤めませんでしたが、次男や奉公人が彦七らに代わって「村役」を務めていたのです。御山守の登山に随行する御仕人足も「村役」の一つですから、ときどき庄屋によって《桑原》が所属している「五人組合」（「日記」中ではこれを「桑原組」といっています）が御仕人足役に指名されてしまうことがありました。自家を含む五軒からなる「桑原組」のなかで人足を選び、登山のための準備を整えなければなりません。彦七の「日記」には、そのときの様子が詳細に記録されています。

明和五年九月一八日の「日記」には、「夕方藤吉来ル、同人・手前（彦七）・久次郎・善九郎・長助、右五人組合へ三浦人足当り候」とあります。娘おそよの婚家である藤吉家《下屋》と「手前」（彦七家《桑原》）、それに久次郎・善九郎・長助の三軒を加えた「五人組合」へ三浦山への御仕人足が当たってしまったというのです。

《桑原》を訪れた藤吉からそのことを聞いた彦七は、まず誰を人足に選ぶかを藤

(39)
加子母村から尾張藩へ納めた年貢米を貯蔵していた郷蔵を警備する不寝番。加子母村では、年貢米の名古屋への津出し（運搬）はおこなわれておらず、郷蔵に貯蔵された年貢米は、山役人の扶持米や庄屋その他の給米として支給された。

吉と相談しました。このとき彦七は、日ごろから懇意にしている木曽谷（きそだに）の忠右衛門（屋号は《西林》）が以前から三浦山の人足を勤めたいと頼んできていたことを思い出し、忠右衛門に頼んではどうかと提案しました。しかしその日は、忠右衛門が付知へ出向いていて連絡がとれず、翌日になって藤吉から話を聞いた忠右衛門は、御仕人足になることを快諾しました。

ちなみに忠右衛門は、彦七家が所属していた「桑原組」の者ではありません。「桑原組」が雇って人足を勤めてもらうのです。このように人足役負担を負うこととなった「五人組合」では、自分たちの組合以外の事馴（ことな）れた者に依頼して人足を肩代わりしてもらうことがありました。「プロローグ」のところに掲出した「三浦御山見廻り人足表」（七〜一〇頁）をみると、庄屋が各「五人組合」へ均等に「村役」を賦課した割（わり）には、登山する人足の顔ぶれがやや固定的になっているようにも思えます。その理由は、右のように「五人組合」が独自に人足を雇って登山してもらうことが多かったことを物語っています。

忠右衛門から承諾の返事を聞いた《下屋》の藤吉は、「桑原組」の五軒より忠右衛門へ支払う米その他の割り振りに関する書付（かきつけ）を作成し、彦七のもとへ届けました。その内容は、彦七と藤吉からは米六升ずつ、久次郎と善九郎は米一升五合ずつを差し出すことにし、残る長助の分については、長助が遠方に住んでいることか

ら、追って勘定をすることにしたいというものでした。これにより忠右衛門は、長助を除く「桑原組」の四軒から合計一斗五升の米を受け取ることになります。三浦山に滞在する一五日間で一人が消費する米の量は、およそ六升だったので、残る九升分（＋長助負担分）は御仕人足を勤める雇い賃・手間賃という意味合いであったものと思われます。

藤吉から書付を受け取った彦七は、ちょうど《桑原》へ挨拶にやってきた忠右衛門へ、その書付とともに自家が負担する米六升を渡しました。その後、忠右衛門は、その書付を持って藤吉・久次郎・善九郎の家を回り、それぞれに割り振られた米を受け取ったのでしょう。その日の夜には、《下屋》で味噌・塩・茶を受け取った忠右衛門が再び《桑原》を訪れ、このとき彦七は、家の者たちから少しずつ集めたたばこを半斤ほど忠右衛門へ手渡しています。このように、「五人組合」の者たちは、選ばれた人足が三浦山滞在中に消費する食糧などをそれぞれの家の規模に応じて負担し、山へ送り出したのです。

（40）一斤は約六〇〇グラム。半斤では約三〇〇グラムとなる。

登山の持ち物

では、御山守や御仕人足たちは、三浦山登山にあたって、どのような物を持っていったのでしょうか。続いて、この点についてみていきましょう。

まず、最も重要なのが、御山見廻りや御境切明けに必要な「御用道具」です。御山守は御山見廻りに際して、巡回したことを証明するため、現地にある立木や岩場などに記録を残しました。このときの必需品が「三浦山」という文字が刻まれた木口印と矢立です。

三浦山木口印は、山内に生い立っているヒノキやサワラなどの御停止木の根の部分に打刻したのではないかと思われます。これを打刻することによって、その樹木が尾張藩の物であることを明示するわけです。三浦山は尾張藩によって不入山に指定されていたので、万一、打刻してある樹木が伐採されていた場合は、飛騨側からの「切越」がおこなわれたか、藩内の者が密かに侵入して伐り倒した「背伐」ということになります。

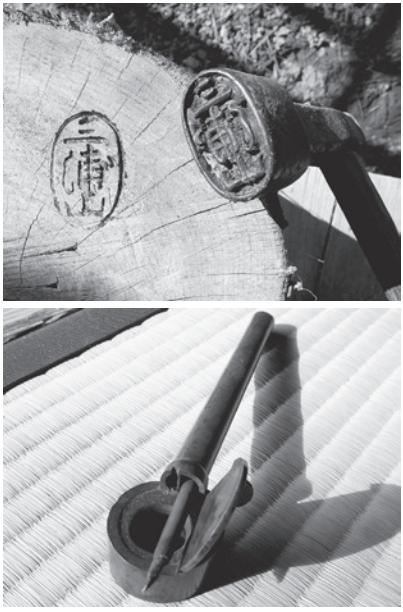


図4　内木家に残る三浦山木口印（上）と矢立（下）

また、矢立は、墨を含ませた綿などが入った墨壺と筆を収納する筒が一体化した携帯用の筆記用具で、手紙を書くときなどにも普通に使われるものですが、御山守は、これを使って山中に転がっている大きな岩などに、見廻りをおこなった旨と年月日・担当者の名前などを直接書き込んでいたようです。「日記」の御山見廻りに関する記事に

は、しばしば「書付記之（かきつけこれをしるす）」といった記述がみられますが、これが右の行為を示していると考えられます。御山守が「書付」をおこなうのは、①飛驒幕領の山役人や「切越」をしようとする者に対して、尾張藩が常に見廻りを実施していることを示して、違法伐採を抑止（よくし）すること、②御山守と同時に山内を見廻っている見習の善右衛門に対して、書き付けた場所周辺の巡回がすでに済んでいることを示すこと、の二つの理由があったのではないかと思われます。岩場に直接書き込んだのでは、雨や雪で消えてしまうのでは？…と思いますが、御山守と見習は、何度も同じ場所周辺を巡回しますので、消えてしまってもそのつど上書（うわが）きすればよいと考えていたのでしょう。

一方、御仕人足たちが御境切明けのときに使う「御用道具」には、御用鎌（ごようかま）と斧（おの）がありました。この鎌と斧は、尾張藩が費用を出して調製（ちょうせい）するもので、数年間使って歯が目減（めべ）りしてくると、御山守が材木方役所へ願い出て新調（しんちょう）することになっていました。一度に新調する数は、鎌が六～八本、斧は一本ぐらいのようで、彦七は加子母村で鍛冶屋（かじや）を営む《川辺（かわべ）》に製作を依頼し、納品されると代金を材木方へ請求して支払ってもらう仕組みになっていました。御用鎌や斧は、一年の最初の登山のときには《桑原》より持ち運びますが、下山したときに小郷の組頭の家などへ預けておき、二回目の登山からは、小郷へ立ち寄ったときに受け取って、山へ入るように

していました。

さらに、「御用道具」というわけではありませんが、御山守は自宅で使っている山方御用の帳簿類も必ず数冊ずつ山へ持参しています。これは、三浦山滞在中に材木方役所から問い合わせの御用状などが届くことがあり、過去の帳簿内容を参照して調査し、返答しなければならないためでした。

続いて、食糧や生活用具についてみてみましょう。御山守や人足たちは、一五日間の飯米（はんまい）として、各自米六升ずつを袋に入れて用意することになっていたようです。六升を一五日で割ると四合になりますので、一人一日あたりの飯米は四合ということになります。これを昼食の弁当と夕食の二回に分けて食べることになるわけです。

ただし、重い米袋を一度にすべて山内へ運ぶのは難しく、また天候によっては湿気を帯びてしまいます。そこで三浦山へ出発するにあたり、二〜三日分の米だけを持って登山し、残りは《桑原》や麓の小郷に住む者の家へ預けておき、数日に一度、人足の一人が当番（「米取（こめとり）」といいます）となって、預けた家へ米を取りに戻る方式をとっていました。このほか味噌・塩・たまり(41)・茶などは必需品として持参しましたが、野菜や漬物などは最少限の量しか持ち運ばず、あとで「米取」が下山したときに《桑原》や小郷の家々から差し入れてもらうことが多かったようです。

(41) 大豆・塩・水を原料として発酵させて液汁をとったもので、一般の醤油より濃厚な味わいとなる。

煮炊きをする道具としては、鍋・釜・薬罐などが必要でした。鍋は山小屋で湯を沸かしたり、汁物を調理するときに使うほか、藁やしな科の木を煮て繊維を取り出して縄をつくるときにも利用されました。持参する数は、御山守用に一個と人足用に複数が必要だったようで、「四升鍋」と呼ばれるサイズの鍋が最適とされており、明和八年（一七七一）「日記」の五月二六日の記事には、人足の清右衛門が持参した鍋が「三升鍋汁鍋」で、使い勝手が悪いと他の人足たちから不満が出たため、彦七が「米取」の者へ麓の小郷で四升鍋に取り替えてくるように指示を出したという話が載っています。

また、米を炊く釜は、御山守と人足三～四人分の米を一日四合の割合で炊くことになりますから、いわゆる「二升炊き」ぐらいの大きさのものが必要でした。釜は重量があるので、登山・下山のときの負担を考慮し、年間最後の登山で小屋を畳むときには、「釜ハ垣外ト笹之下ニ隠し置」[42]とあるように、盗まれないように小屋近くの笹の繁った所に隠しておいて、山内へ残すこともありました。

薬罐は、昼食の弁当を食べるとき、茶を煮出すのに必要でした。人足たちが作業をする丁場へ毎日持ち運ぶため、損耗が激しかったようで、明和五年「日記」七月二九日条に「山薬鑵及大破候付而、此朝下屋ゟ薬鑵借り寄セ為持登ル也」とあるように、三浦山へ登る直前に「山薬罐」が大破していることに気づき、彦七が大

（42）明和四年（一七六七）「日記」、閏九月一〇日条。

急ぎで《下屋》の藤吉から薬罐を取り寄せて、人足に持たせることもあったといいます。

登山には夜着・布団も持参します。夜着・布団は、山小屋間を移動するときにも持って行かねばならず、長雨のときには湿ってしまうこともありました。明和八年「日記」六月一七日条には、大坂谷小屋での出来事として「永々之雨天ニ而夜着・ふとん其外悉クしめり候付、今日在小屋ニ而干也」というように、彦七が湿った夜着・布団を一日がかりで干したという記述もみられます。また、三浦山は春や秋の夜にはかなり冷え込むので、「綿入羽織」を持参して着ることもありました。

このほか生活に関わる小物としては、火打石や剃刀に関する記述もみられます。火打石は、火をおこすときに不可欠な物ですが、明和五年「日記」四月一三日の記事をみると、小郷から山道を登る途中の「桧休場」で休憩をとった際、薬罐で茶を煮出すのに使った火打石を、彦七がその場に忘れてきてしまい、あとになって人足の金左衛門に探しに行くよう命じたという逸話が載っています。剃刀は、月代を剃るときに使います。尾張藩の役人を自認する彦七が身だしなみに気をつけるのは頷ける話ですが、長期にわたって山へ入っていると、人足たちの月代も伸び放題になってしまいます。そこで彦七は、人足たちに剃刀を貸して全員の月代を剃らせるということもあったようです。(43)

(43) 明和五年（一七六八）「日記」、一〇月二一日条。

4　三浦山での仕事と暮らし

山小屋の取立て

三浦山への登山日の早朝、各「五人組合」から派遣された人足たちが《桑原》へと集合します。通常の登山では、重い荷物を背負った人足たちを先行させ、しばらくしてから彦七が出発しました。二渡りから小和知あたりで彦七は人足たちに追いついて合流し、小郷に入って組頭らと打ち合わせをしたり、昼食や休憩をとりました。

ただし、一年で最初の登山のときには、山小屋の設置という大仕事があるため、通常とは異なる出発の仕方をしています。このときは、事前に彦七から庄屋へ「此度ハ小屋かけさせ申付、数年馴候人足ニ而無之候而ハ間合不申間、其心得を以雇ひ差出候様ニ」(44)（今回は小屋掛けをおこなうため、経験のある事馴れた人足でなければ設置が間に合わないので、そのつもりで人足を雇うように）と特に要望を伝え、人足も精鋭たちを揃えました。そして、出発日として指定された日に人足たちが集合すると、彦七は彼らに小屋掛け用の藁を持たせて先に出発させ、三浦山の入口である倉掛峠近くの水無小屋を取り立てておくようにと命じ、小屋が設置できたら人足のう

(44)　宝暦一三年（一七六三）「日記」、三月二八日条

ちから二名を《桑原》へ迎えに来るように指示しました。水無小屋から迎えが来ると、彦七は《桑原》を出発して小郷へ向かい、組頭たちとの打ち合わせを済ませてから三浦山へと歩みを進めます。

御山守たちが三浦御山見廻りのときに使う山小屋は、図5に示したように、全部で六か所ありました。小郷から三浦山へ向かい、倉掛峠から谷筋を少し下った所に「水無」と呼ばれる場所があります。そこに最も麓に近い山小屋を設置します。これが「水無小屋」です。水無小屋からは、御境の尾根筋へも、赤谷を下って五味沢や本谷筋へも入ることができ、御山見廻りと御境切明けをおこなう起点となる最適の場所でした。

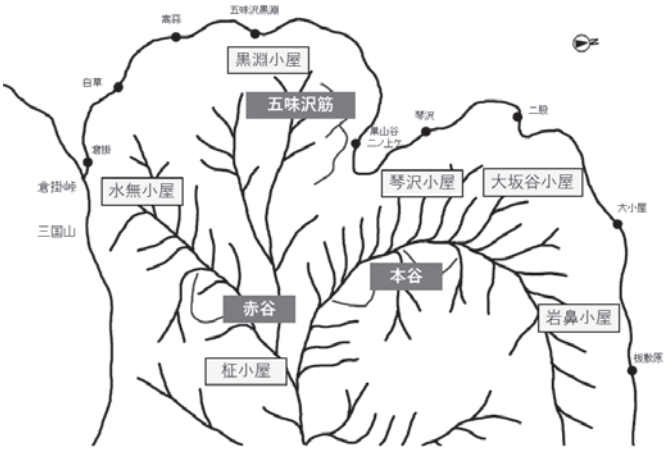


図5　山小屋の位置

ここからは、明和四年の「日記」をもとに、山小屋の取立ての様子について順を追ってみていきましょう。

この年の最初の登山は、四月二日に始まりました。同日の朝、人足の権吉・磯右衛門・又四郎・政助の四名が《桑原》に集まると、彦七は例によって水無小屋の設置を命じ、この四名を先発させました。このとき彦七は、「まだ雪が残っていて、作業に手間取るようならば、（通常よりも半日遅く）翌々日の昼過ぎに水無を出

発して迎えにくること」「火の元の管理は厳重におこなうこと」「小屋掛けに使う藁は、小郷から出してもらう予定なので、受け取ってから登ること」の三点を指示しています。彦七が二名の迎えの人足と《桑原》を出発したのは四月五日のことで、小郷に立ち寄った後、夕刻前に水無小屋へ到着しました。翌六日は四月の亥の日で、作事の禁忌日である「さんりんぼう（三隣亡）」にあたるため、人足たちに薪取りをさせて水無小屋で使う燃料を蓄え、今後の小屋掛けに使う縄を作らせるなど、縁起を担いで小屋掛けそのものには着手しませんでした。

四月七日には、権吉・磯右衛門・政助の三名の人足を柾小屋へ向かわせました。柾小屋は、赤谷と本谷が合流する地点の近くに位置し、藩の役人が見分に来たときに宿泊する御用小屋があるなど、三浦山で活動する際の重要な拠点となる場所です。早朝に水無小屋を出発した三名は、暮前に戻ってきましたが、その間に御山見廻り用の小屋と御用小屋の両方を取り立て、「柾小屋やね葺・板敷迄敷置来候」というように、屋根葺きや床板の敷込みまでを終わらせるという手際のよさでした。部材は前年秋の小屋仕舞のときに用意して積み置かれていましたが、小屋掛けに手慣れた人足にかかると、丸一日で二棟の山小屋を易々と組み立ててしまうのです。

翌八日は、前日と同じ三名の人足を五味沢筋の御境近くへ派遣して、黒渕小屋の

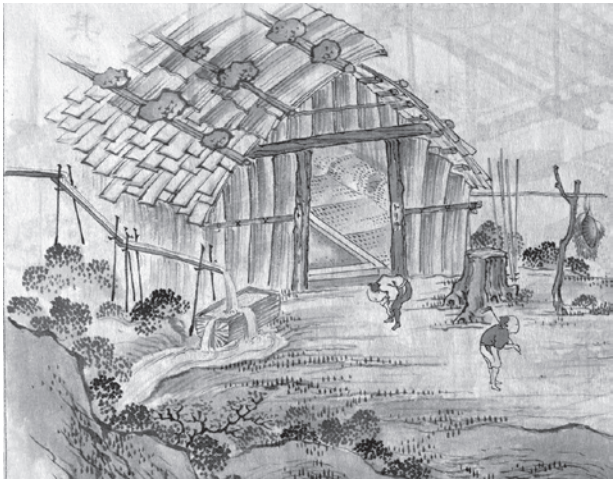


図6　『官材図譜』に描かれた飛騨国の山小屋
（国立国会図書館所蔵）

取立てです。しかし暮前に帰ってきた人足たちは「黒渕小屋柱根朽申体ニ相見候」と、柱材の根の部分が腐蝕して危険な状態であったことを報告し、どうやらこの日は小屋の組立てまでには至らなかったようです。

四月九日、彦七たちは水無小屋を出て柾小屋へと移動します。荷物の持ち運びは二名の人足が担当し、残る二名は彦七とともに水無小屋を出発して尾根筋の見廻りをおこない、琴沢より谷筋を下って本谷経由で柾小屋へ到着しています。柾小屋へ移ってからは、小屋垣や雪隠づくりもおこないました。

一〇日は、朽ちた状態だった黒渕小屋の柱材をかな木（御用材には使わない広葉樹）で木取りして取り替え、小屋を取り立てたようです。また同時に薪小屋も拵えています。続く一一日も黒渕小屋の修繕で、雪隠を設置し、床の板敷を補強しました。

四月一二日からは、琴沢小屋の取立てです。手練れの権吉・磯右衛門・政助の三名が柾小屋から本谷筋に入り、谷筋を登って御境近くの琴沢小屋まで向かいました。しかし、琴沢より奥は雪が凍っていて作業は難航し、「小屋内雪割出し、

氷り居申候付、板敷ハ敷不申」とあるように、凍った雪を割り出して部材を取り出し、小屋を組み上げたものの、床の板敷を設置するまでには至らなかったと記されています。翌一三日には柾小屋から琴沢に出て、さらに奥の二股周辺や大坂谷あたりまでを見廻りましたが、「大坂谷小屋内ニ雪少々ならてハ無之候」というように、かなり積雪が残っていて、小屋を取り立てるのが不可能な状況であることがわかりました。彦七は、今回の登山で大坂谷小屋・岩鼻小屋の取立てをおこなうのはあきらめ、この二つについては、後日、見習の善右衛門が指揮して設置したようです。

井戸と「舟」

続いて、山小屋の内部と周囲についてみてみましょう。山小屋の居住部分の床は板敷で、ここに荷物や布団を置いて寝起きしていました。「火せき縁」で囲まれた囲炉裏には、天井から垂らした綱（あるいは針金）に自在鉤のような金属製の「汁鍋釣」を取り付け、これに鍋を引っ掛けて煮炊きをしたり、暖をとったりしたと思われます。鍋は、前述したように、四升鍋が最適だと考えられていたようです。

飲料水や生活用水を確保するため、山小屋には井戸が設置されていました。「日記」の記述をみると、少なくとも水無小屋・柾小屋・琴沢小屋の三か所には井戸が

存在していたことが確認できます。明和九年「日記」の六月一七日の部分には、琴沢小屋の記事として「井戸殊外干水ニ而為掘申也」（井戸の水がほとんど溜まっていないので、人足に掘らせた）という記載があります。雪解け水を多く蓄えた山の地面を少し深く掘り下げていくと、水がし染み出して溜まるような感じで、水の確保はそれほど難しくなかったのかもしれません。

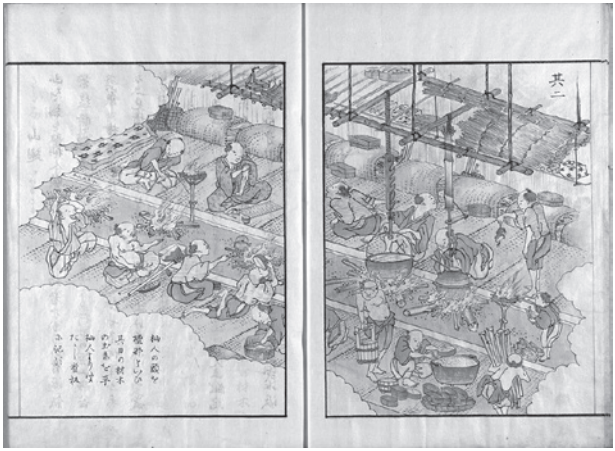


図7　『官材図譜』に描かれた山小屋の内部
（国立国会図書館所蔵）

そして、井戸で汲み上げた水を蓄えておく器具として「舟」が設置されました。これは、トドやヤナギなどを本伐し、横倒しの状態で内部をくり抜いたもので、そこに水を溜めておきます。雪隠近くに置かれるものを「手水舟」、小屋近くに設置したものを「小屋舟」と呼んでいました。明和九年「日記」の六月一二日の記事では、彦七が伊兵衛という人足に命じて小屋舟を作らせています。伊兵衛は、本谷と五味沢の間に生えていたトドの木を伐り出して造材し、持参した鑿で内部をくり抜き、一三日までに五つの舟を作りましたが、試しに汲んできた水を入れたところ、二つの舟には内部に腐蝕があったため、水が流れ出てしまい、使い物にはなりませんでした。彦七は、この様子をみて「残念〳〵」と歎息を漏らしています。

水風呂桶に関するエピソード

比較的温暖な春から秋にかけておこなう三浦御山見廻りですが、朝夕には相当な冷え込みになる日もあります。また、谷と尾根の間を往復し、一日中作業や見廻りをして山小屋へ戻ると、いくら山仕事に慣れた人たちでも相当な疲労が蓄積したのではないかと想像されます。こうした疲れを癒やし、リフレッシュして翌日の仕事への活力を取り戻すには、入浴が一番です。

しかし、彦七の「日記」をみると、宝暦末から明和の初めごろまでの三浦山登山では、山小屋滞在中に盥に湯を張って身体を洗う「行水」に関する記事がいくつか見受けられますが、本格的な入浴に関する記事はみることができません。

彦七が三浦御山見廻りに際して水風呂(45)を持ち込もうと考える契機になったのは、明和四年（一七六七）の三浦山での藩の御用材伐出しのときではなかったかと思われます。このときの伐出しでは、木曽材木奉行をはじめとする藩の材木方役人が見分のために何度も名古屋の奉行所や上松の陣屋から出張してきて、水無小屋や柾小屋にある御用小屋に滞在しました。格上の材木方役人が山内で逗留するにあたっては、相応の接遇が必要になります。水風呂桶もこのときに持ち込まれ、役人たちの饗応に一役買ったものと考えられます。

また、彦七自身も、明和の後半あたりには六〇歳を過ぎる年齢であったと推測さ

（45）江戸時代の湯屋（銭湯）で主流だった蒸気浴に対して、「湯に浸かる浴槽」のことを水風呂といった。また、「据え風呂」が訛って「すいぶろ」と呼ぶようになったという説もある。

れ、鍛えられているとはいえ、次第に身体の衰えを感じるようになってきたのではないかと思います。

そこで、彦七は、内々に材木方役所に対し、水風呂桶の山内持込みを願い出ていたようで、明和八年「日記」の一〇月一五日条をみると、三浦山からの下山にあたって、材木方御用に使われる柳板とともに、伐り出した「三浦山水風呂桶木」として三浦山木口印を打った「水風呂桶木数十七、手桶木八ツ」を運ぶ旨が記されています。おそらく材木方から許可が出て、三浦山登山中に使う「道具」の一部として認められたのでしょう。そして、ここから彦七が三浦山へ登山する際に水風呂桶や手桶を持ち込むことが定例化していきます。

安永二年（一七七三）閏三月の登山では、水無小屋に「風呂部屋」も設けられました。水風呂は、大きな桶の側面下部に、金属製の焚き口（釜）をはめ込む構造のいわゆる「鉄砲風呂」だったと思われ（図8参照[46]）、桶が寒風にさらされて乾燥すると、継目に隙間が空いてしまって水が漏るなど、なかなか「機嫌」をとるのが難しかったようです。

右の閏三月の登山では、一二日に小郷から運んで水無小屋に設置した水風呂桶に焚き口を詰め、水を入れたところ、小さな疵の部分から水が漏れ出したため、彦七は人足に命じて、食料として持参した大豆を砕いて疵口へ埋め込み、水を含んで膨

(46) https://kamigori-town-museum.jp/folk-implements/403/



図8　鉄砲風呂（兵庫県赤穂郡 上郡町郷土資料館 Web サイトより引用）

れた大豆の力でなんとか水漏れを防ごうとしました。しかし、何度やっても水漏れは解消されず、閏三月一四日には、いろいろと修繕してみた末にようやく水が溜まって湯を沸かし、一番風呂の彦七は入浴できたものの、湯上がりのときに繕った部分が水圧の変化に耐えきれず、埋め込んだ物が一気に押し出されて湯が抜けてしまい、人足たちは入浴の恩恵にあずかれませんでした。なんとか風呂に入りたかった人足たちは、一七日に改めて水風呂桶に焚き口を据え直し、修繕を重ねた結果、「存外水風呂水こらへ皆々入湯、大悦〳〵」とあるように、ようやく全員が念願の入浴を果たすことができたのでした。ちなみに、この日の夜は殊のほか寒かったようで、「大悦〳〵」という言葉に、苦労が報われた実感がこもっているように思えます。

立鎌掃除と道筋刈込み

右のように山小屋の設置や付属設備が整い、彦七と人足たちは、いよいよ御山見廻りと御境切明けの作業に入ることになります。

ところで本書では、三浦御山見廻りで人足たちが御用鎌や斧を用いて草木を刈り

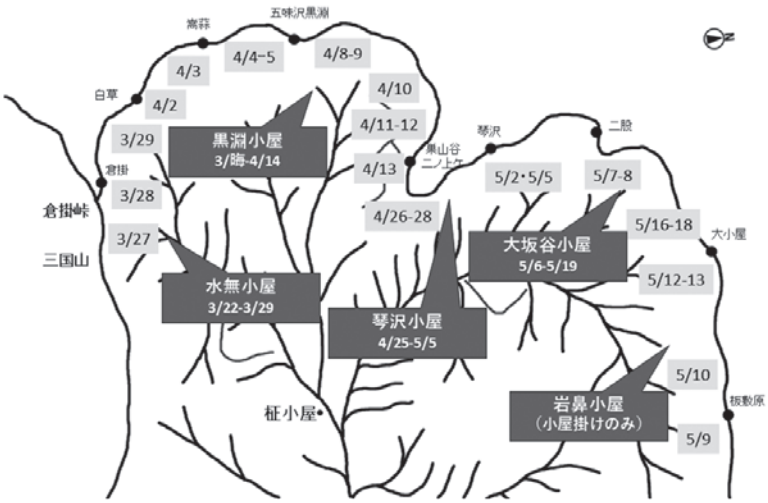


図9　明和9年（1772）の「立鎌掃除」

取っていく作業を「御境切明け」と総称してきましたが、実は、この作業には種類の異なる二つの工程があることがわかってきました。一つは、国境に沿って尾根筋の草木を払っていく「立鎌掃除」、もう一つは、御山守や藩の役人が山内を通行する際の道筋の草木を除けていく「道筋刈込み」です。彦七の「日記」では、両者はきちんと使い分けられていました。

三浦山に入った彦七一行が、初めにおこなうのは「立鎌掃除」でした。図9は明和九年（安永元年・一七七二）に彦七たちがおこなった「立鎌掃除」の日程と滞在した山小屋を図示したものです。

この年は、三月一七日に最初の登山が始まり、例によって小屋掛けに事馴れた源次郎・儀兵衛・忠右衛門・長吉という四名の人足が先発して水無小屋が設置された後、彦七が登山に出発、三月二二日に小屋へ到着しています。その後、縄綯いなどの小屋掛けの準備を経て、三月二五日に黒渕小屋、翌二六日には柾小屋の取立てをおこなった後、三月二七日からいよいよ「立鎌掃除」に入ります。

水無小屋出口から始まった「立鎌掃除」は、倉掛峠の八丁口へ向かい、そこから御境に沿って白草土塚へと刈り込んでいきました。三月晦日に彦七らは黒渕小屋へ移動、四月一日には、代り人足の権吉・六三郎・吉兵衛が黒渕小屋へ到着し、先人足との引継ぎを済ませます。二日からは、三人の人足で白草から嵩蒜・五味沢黒渕・巣山谷へと稜線部分を一気に刈り込み、四月一四日に黒渕小屋を離れていったん下山します。

二度目の登山は、見習の善右衛門と合同でおこない、人足も二組分の六名を引き連れて行きました。四月二三日に水無小屋へ到着した一行は、二五日に柾小屋を通って本谷筋から琴沢小屋へ到着、前回作業が終了した巣山谷から奥へ向かって琴沢・二股へと「立鎌掃除」を進めます。五月六日には琴沢小屋から大坂谷小屋へ移り、翌七日に人足六名が代り人足と交代しました。五月九日になると、体調がすぐれない彦七を大坂谷小屋に残し、善右衛門が人足六名を率いて最奥部の板敷原まで行って刈払いをおこない、そこから大坂谷小屋へと戻る形で刈込みを続けました。五月一九日にすべての「立鎌掃除」を終えた彦七・善右衛門の一行は、大坂谷小屋を出立して琴沢経由で水無小屋まで移動し、この日は水無小屋で一泊、翌二〇日に小郷へ下山しています。

彦七の三度目の登山は五月二九日からで、このときからは「道筋刈込み」の作業

に入りました。「道筋刈込み」は、倉掛峠から水無小屋、水無小屋から黒渕小屋及び柾小屋、柾小屋から琴沢小屋といった御山守や藩の山役人がよく利用する経路について、道筋に繁茂している草木を刈り取り、支障なく通行できるように整える作業で、これに加えて谷川に掛けられた橋を修繕・新調したり、川中に飛び石を設置したり、小屋近くに垣を設置したりする作業もおこないました。また、腐蝕や劣化が進んだ小屋の部材を取り替えるために、山中から適当と思われる樹木を探して本伐（もとぎり）し、部材に加工するといったこともおこなわれていたようです。

そして、その合間には、御山守・見習がおおむね人足一名を引き連れて、山内各所の見廻りをおこない、「切越（きりこし）」や「背伐（そむきぎり）」の有無を確認し、三浦山木口印の打刻や「書付」をおこなって取締りの徹底を図っていたのです。

こうして春から秋にかけて、飛騨・信濃の国境を明示するとともに、三浦山全体の監視と整備をおこなうのが、「三浦御山見廻り」の具体的な姿でした。なお、一年間で最後の三浦山登山では、来るべき降雪に備えて、設置していた山小屋を畳み、部材を一か所に集めておくとともに、御境杭（おさかいぐい）の修繕・更新などもおこなって、冬の間に監視活動をする雪中見廻りの者に役目を引き渡しました。

薪取り・藁細工

三浦御山見廻りの本務の一つである「立鎌掃除」と「道筋刈払い」は、おおよそ以上のような形で進められましたが、雨天の日には、谷川の出水や斜面からの滑落などの危険があるため、作業はおこなわれませんでした。とはいえ、雨天だからといって休日になるわけではありません。人足たちには、雨天の日に備えて仕事が用意されていました。

その一つが薪取りです。薪は、山中における唯一の燃料として極めて重要で、御山守は常に小屋にストックしてある薪の量に目を配り、不足してくると、人足たちに切り取りを命じました。小雨で雲行きが怪しくなったときには、無理して丁場に向かわせず、小屋近くで薪取りをさせる日も多くみられました。

薪取りができそうもない本降りの日は、朝から藁細工をおこないました。人足たちは登山に際して藁を持参していて、それぞれが草履・草鞋などを作り、近くにあった木塊を使って木履を挽く者もいました。

米取・飯たき

このほかの人足たちがおこなう用務としては、米取と飯たきがありました。米取は、登山のときに《桑原》や小郷に置いていった米袋を下山して取りに行く者をい

い、人足の一人が数日に一度ぐらいの頻度で派遣されました。水無小屋・柾小屋・黒渕小屋と小郷を往復する場合はおおむね日帰りで、奥に入った琴沢小屋から《桑原》までを往復する場合は途中の小郷で一泊するような行程でした。米取は、単に米袋を担いで山へ戻るだけでなく、小郷の人たちや《桑原》から差し入れられた食料・手紙なども受け取ってきました。また、村方での出来事や彦七家の家族の消息など、さまざまな情報を耳に入れて、彦七らへ伝える役割も果たしていました。

飯たきは、人足のうちの一名が担当し、毎日夕方になると、刈込み作業をおこなっている丁場から一足早く山小屋へ帰って米を炊き立てました。山仕事をおこなう者は飯たきも難なくこなしたようで、彦七の「日記」をみる限り、どの人足も失敗することなく上手に炊くことができたようです。

山中での食生活

三浦山中の暮らしでは、昼食・夕食の一日二食でした。飯米は、飯たきの者が夕方に炊いたものを夕食に出し、残りを弁当箱に詰めて、翌日の昼食にしました。出先の丁場で弁当を食べるときには、薬罐で茶を煎じ、副菜として少量の味噌や醤、漬物などを添えたのではないかと思われます。また、昼食の休憩時には、たばこなども嗜んでいました。

副菜は、登山時にも多少は持参したと思われますが、多くは米取のときや代り人足、御用状を運ぶ七里役が登山したときなどに運ばれてきました。米取が小郷の者から預かってくる食料は、茄子や大根・芋・豆類などの野菜・穀物が中心でしたが、季節によっては、竹の子や柿なども持ち帰っています。一方、《桑原》や「一家中」の者たちからの差入れ品には、味噌・塩や定番の茄子・大根のほか、蕪・牛房・夕顔・茗荷・竹の子・二度生・胡麻・干茸・鰹節・漬菜・納豆・焼き米・餅・饂飩などが送られてきており、鰯・飛騨鯖・棒鱈などの干し魚もありました。また、孫たちや手習いを教えている子どもから飴や菓子、五月五日の節句の前後には粽も送られてきました。

さらに、御巣山に入って鷹の動静を監視している巣守らが釣った川魚などを分けてもらうこともありました。ちなみに、御山守見習の善右衛門は魚釣りが得意で、入山中にしばしば谷筋で川魚を釣り、父の彦七らと面会するときに渡すこともしばしばみられました。また、秋になれば、山に自生している茸なども採取していたようで、明和八年「日記」の八月八日の記事には、前日に善右衛門が採ってきた彦七の好物の「結構成白舞茸」を山小屋で小分けして繋ぎ、喜々として干しているという記述もあります。

おわりに――「幻の美林」三浦山

以上、御山守の内木彦七と見習の善右衛門、そして加子母村から動員された人足たちが、江戸時代中期以降におこなった三浦御山見廻り・御境切明け（立鎌掃除・道筋刈込み）の様子についてみてきました。

三浦御山見廻りは、森林管理という観点からみると、山内の植生状況を把握し、温存すべき良木が繁茂する場所の情報を得る機会にもなりました。

三浦山で枯損木の御用材伐採がおこなわれようとしていた明和四年（一七六七）四月、彦七は、御巣山内の御鷹の羽ぶりを観察にきた巣守の常助に対して、三浦山のなかで「立木宜場所」はないかと尋ねています。日ごろから御巣山を巡回して山内の事情に詳しい常助に、来るべき御用材の伐採に備えて、良木が繁茂しているため、杣入りさせずにそのまま温存しておいたほうがよい場所について、参考意見を求めたのです。このとき常助は「崩谷奥、本谷ハ二股谷、又ハ付知又御巣山外ト、暫之内結構成生立ニ候」[47]と、崩谷の奥・二股谷・付知又の三か所が、しばらくすると「結構」な生立ちになるだろうと返事をしました。常助はその後、このうちの付知又周辺の植生状況を確認して、同月二〇日、再び彦七へ進言しています。それ

（47）明和四年（一七六七）「日記」、四月八日条。

によると、柾小屋御巣山の外側にある付知又より砥谷までの場所はヒノキ類の生立ちがよく、御用材伐出しの杣たちの立入りを禁止すれば、良木が生長して「以後御為之筋ニも可相成候」（今後、藩のためにもなるだろう）ということでした。これに対して彦七は「成程可申達」と述べて、その旨を材木方役所へ上申することを約束しました。このように彦七は、時には巣守などの協力を得ながら、みずからも山内を見廻って三浦山の様子を把握し、枯損木を伐採して森林の若返りを促すか、良木をそのまま残すかといった、森林のコントロールを実現しようとしたのです。

享保一三年（一七二八）の飛騨幕領村々による「切越」から三浦山の森林資源を守るために庄屋内木家により発案された御境切明けと御山見廻りは、同一五年の内木彦七の「三浦・三ヶ村御山守」就任にともなって制度化され、これにより加子母村の人びとは、年間延べ八〇〇人程度といわれる大規模な人足負担を引き受けることになりました。この少なからぬ負担の強制は、必然的に御山守に対する忌避感・抵抗を生み出し、加子母村における村方騒動の契機となるなど、幕末に至るまで村内が動揺する原因の一つになりました。

その一方で、不入山となった三浦山は、御山守と人足たちによる御境切明けと御山見廻りの励行によって、外部からの侵入・乱伐を防ぎ、前記のように、明和年間には一部に良質なヒノキ美林を創出させています。これらは、尾張藩における将

来の良材生産を担保する「御為之筋（おためのすじ）」の山として維持されることになったのです。

明治維新を経て三浦山は、信濃国の所属となり、美濃国側の加子母村による管理下から離れて官林（かんりん）（のちの国有林）に組み込まれ、その後は御料林（ごりょうりん）の一部になります。そして電力という新しいエネルギーの需要に押されて開発が進み、昭和七年（一九三二）に三浦ダムがつくられるなど、その姿を大きく変えていきました。「御為之筋」の山といわれた尾張藩時代の美林も、こうした開発の波を受けて伐採が進み、いつしか人びとの記憶からも消え去って「幻の美林」と化していきました。

行政区画が変わってしまったことにより、三浦山は加子母の人びとの生活のなかでも縁遠い存在となってしまいましたが、尾根筋の一部には、今もって御境切明けの痕跡（こんせき）が残っていると聞きます。御境切明けは、現在の長野県と岐阜県の県境を定めた「地図に残る仕事」でした。毎年長さ一五キロ近くにおよぶ稜線を整備して、御境を維持し続けたのは、ほかならぬ江戸時代の加子母村の人びとだったのです。

最後になりましたが、史料調査をはじめとして日ごろから多大なご協力をいただいている史料所蔵者の内木哲朗氏および内木家の皆様、数々の貴重なご意見・ご助言をいただいている加子母地区の皆様に対しまして、心より御礼を申し上げます。

（太田尚宏）

参考文献

太田尚宏「尾張藩『御山守』の職域形成と記録類」（『国文学研究資料館紀要 アーカイブズ研究篇』一四号、二〇一八年）

太田尚宏『林政史ブックレット二　山村の人・家・つきあい―江戸時代の〝かしも生活〟①―』（徳川林政史研究所、二〇二〇年）

加子母村誌編纂委員会編『加子母村誌』（加子母村、一九七二年）

栗原健一・髙木謙一『林政史ブックレット五　森林利用の秩序と御山守・村』（徳川林政史研究所、二〇二二年）

田原昇・芳賀和樹『林政史ブックレット三　尾張藩林政のなかの御山守』（徳川林政史研究所、二〇二一年）

芳賀和樹『林政史ブックレット一　御山守の仕事と森林コントロール』（徳川林政史研究所、二〇二〇年）

執筆者紹介

太田尚宏（おおたなおひろ）（「プロローグ」・「3 三浦山登山と人足」・「4 三浦山での仕事と暮らし」・「おわりに」の執筆を担当）

東京都生まれ。東京学芸大学大学院修士課程修了。
徳川林政史研究所特任研究員・人間文化研究機構国文学研究資料館研究部准教授・駒澤大学非常勤講師。
《主要著書・論文》
『林政史ブックレット 尾張藩の林政と森林文化2 山村の人・家・つきあい―江戸時代の“かしも生活”①―』（徳川林政史研究所、2020年）
「『御山方御用幷諸事日記』の成立過程―尾張藩『御山守』の職域拡大と記録・日記類の変遷」（福田千鶴・藤實久美子編『近世日記の世界』ミネルヴァ書房、2022年）

芳賀和樹（はがかずき）（「1 三浦山の御山見廻りと御境切明けの発端」・「2 雪中見廻りの様子と担い手」の執筆を担当）

山梨県生まれ。筑波大学大学院博士後期課程修了。
徳川林政史研究所非常勤研究員・法政大学人間環境学部准教授。
《主要著書・論文》
『林政史ブックレット 尾張藩の林政と森林文化1 御山守の仕事と森林コントロール』（徳川林政史研究所、2020年）
「尾張藩の造林政策と『三浦・三ヶ村御山守』」（徳川林政史研究所『研究紀要』第53号〔『金鯱叢書』第46輯所収〕、2019年）

林政史ブックレット　尾張藩の林政と森林文化12
三浦御山見廻りと加子母の人びと
令和8年3月31日発行

編集・発行　公益財団法人徳川黎明会　徳川林政史研究所
〒171-0031 豊島区目白3－8－11
電話　03(3950)0117
印刷・製本　株式会社 思文閣出版 印刷事業部
〒605-0089 京都市東山区元町355
電話　075(533)6860
ISBN　978-4-88604-056-5



公益財団法人 徳川黎明会
徳川林政史研究所